5.2 防災拠点一覧

九州道路啓開計画に位置づけのある各拠点施設（本県所在施設のみ抜粋）

防災拠点分類	拠点名	路線名	区間			道路管理者
航空搬送拠点	鹿児島空港	国道504号	霧島市　溝辺鹿児島空港IC	～	霧島市溝辺町麓　鹿児島空港	鹿児島県
製油所・油槽所	出光興産　鹿児島油槽所	（主）指宿鹿児島インター線				鹿児島県
		（一）玉取迫鹿児島港線	鹿児島市 谷山IC	～	鹿児島市南栄 運輸支局入口差点	鹿児島県
		（市）谷山港１号線	鹿児島市南栄 運輸支局入口交差点	～	鹿児島市谷山港（出光興産鹿児島油槽所）	鹿児島市
	東西オイルターミナル　鹿児島油槽所	（主）指宿鹿児島インター線				鹿児島県
		（一）219 号玉取迫鹿児島港線	鹿児島市　谷山IC	～	鹿児島市南栄　運輸支局入口交差点	鹿児島県
		（市）谷山港１号線	鹿児島市南栄　運輸支局入口交差点	～	鹿児島市谷山港（東西OT鹿児島油槽所）	鹿児島市
活動拠点	志布志市役所	東九州自動車道	曽於市　曽於弥五郎IC			大隅河川国道事務所
		（主）垂水南之郷線	曽於市　曽於弥五郎IC	～	曽於市大隅町岩川　合庁入口交差点	鹿児島県
		（主）志布志福山線	曽於市大隅町岩川　合庁入口交差点	～	志布志市志布志町安楽　志布志有明線交差	鹿児島県
		（一）志布志有明線	志布志志布志町安楽	～	志布志市有明町野井倉　（市）吉村牧ノ内1号線交差	鹿児島県
		（市）吉村牧ノ内線	志布志有明町野井倉	～	志布志市有明町野井倉　志布志市役所	志布志市
	鹿屋市役所	大隅縦貫道	笠之原IC			鹿児島県
		国道220号	鹿屋市　笠之原IC	～	鹿屋市札元　札元269号交差点	大隅河川国道事務所
		国道269号	鹿屋市札元　札元269号交差点	～	鹿屋市北田町　北田町交差点	鹿児島県
		（主）鹿屋吾平佐多線	鹿屋市北田町　北田町交差点	～	鹿屋市共栄町　市役所前交差点	鹿児島県
		（市）中都宮線	鹿屋市共栄町　市役所前交差点	～	鹿屋市共栄町　鹿屋市役所	鹿屋市
	姶良市役所	九州自動車道	加治木IC			NEXCO西日本
		国道10号	姶良市　加治木IC	～	姶良市西餅田　宮島北交差点	鹿児島国道事務所
		（市）宮島本線	姶良市西餅田　宮島北交差点	～	姶良市宮島町　姶良市役所	姶良市
	霧島市役所	東九州自動車道	国分IC			NEXCO西日本
		国道10号	霧島市　国分IC	～	霧島市国分広瀬　広瀬西交差点	鹿児島国道事務所
		（主）国分霧島線	霧島市国分広瀬　広瀬西交差点	～	霧島市国分中央　国分中央３交差点	鹿児島県
		（市）シビックセンター前線	霧島市国分中央　国分中央３交差点	～	霧島市国分中央　霧島市役所	霧島市
	大崎町役場	東九州自動車道	野方IC			大隅河川国道事務所
		（主）大崎輝北線	曽於郡大崎町　野方IC	～	曽於郡大崎町假宿　大崎町役場	鹿児島県
	東串良町役場	大隅縦貫道	笠之原IC			鹿児島県
		国道220号	鹿屋市　笠之原IC	～	肝属郡東串良町岩弘　黒石串良線交差	大隅河川国道事務所
		（一）黒石串良線	肝属郡東串良町岩弘　黒石串良線交差	～	肝属郡東串良町池之原　池之原交差点	鹿児島県
		（一）柏原池之原線	肝属郡東串良町池之原　池之原交差点	～	肝属郡東串良町川西	鹿児島県
	肝付町役場	大隅縦貫道	笠之原IC			鹿児島県
		国道220号	鹿屋市　笠之原IC	～	鹿屋市串良町有里　宮下交差点	大隅河川国道事務所
		（主）鹿屋高山串良線	鹿屋市串良町有里　宮下交差点	～	肝属郡肝付町新富　鹿屋高山串良線交差	鹿児島県
		（一）岸良高山線	肝属郡肝付町新富　鹿屋高山串良線交差	～	肝属郡肝付町新富　肝付町役場	鹿児島県
	南大隅町役場	大隅縦貫道	笠之原IC			鹿児島県
		国道220号	鹿屋市　笠之原IC	～	鹿屋市札元　札元269号交差点	大隅河川国道事務所
		国道269号	鹿屋市札元　札元269号交差点	～	肝属郡南大隅町根占川北　南大隅町役場	鹿児島県

九州道路啓開計画に位置づけのある各拠点施設（本県所在施設のみ抜粋）

防災拠点分類	施設名称	路線名	区間	道路管理者
救助活動拠点	鹿児島空港	九州自動車道道	溝辺鹿児島空港IC	NEXCO西日本
		国道504号	霧島市　溝辺鹿児島空港IC　～　霧島市溝辺麓　鹿児島空港	鹿児島県
広域物資輸送拠点	霧島市公設地方卸売市場	東九州自動車道	国分IC	鹿児島国道事務所
		国道10号	霧島市　国分IC　～　霧島市国分広瀬　広瀬西交差点	鹿児島国道事務所
		（市）小村新田４号線	霧島市国分広瀬　広瀬西交差点　～　霧島市国分広瀬　霧島市公設地方卸売市場	霧島市
	鹿児島市中央卸売市場青果市場	（主）指宿鹿児島インター線	谷山IC	鹿児島県
		（主）鹿児島加世田線	鹿児島市　谷山IC　～　鹿児島市東田山　希望ヶ丘団地入口交差点	鹿児島県
		（市）小松原山田線	鹿児島市東谷山　希望ヶ丘団地入口交差点　～　鹿児島市東開町　南警察署前交差点	鹿児島市
		（市）東開９号線	鹿児島市東開町　南警察署前交差点　～　鹿児島市東開町　鹿児島市中央卸売市場青果市場	鹿児島市
	串良町平和公園内ゲートボール場	東九州自動車道	鹿屋串良JCT	大隅河川国道事務所
		大隅縦貫道	鹿屋市串良町細山田　鹿屋串良JCT　～　鹿屋市串良町東原町　東原IC	鹿児島県
		国道269号	鹿屋市串良町東原町　東原IC　～　鹿屋市串良町東原町　(市)細山田中央線交差	鹿児島県
		(市)細山田中央線	鹿屋市串良町東原町　国道269号交差　～　鹿屋市串良町有里　下方限共心線交差	鹿屋市
		（市）下方限共心線交差	鹿屋市串良町有里　細山田中央線交差　～　鹿屋市串良町有里　横堀広段線交差	鹿屋市
		（市）横堀広段線交差	鹿屋市串良町有里　下方限共心線交差　～　鹿屋市串良町有里　串良町平和公園内ゲートボール場	鹿屋市
海上輸送拠点	鹿児島港	九州自動車道	鹿児島北IC	NEXCO西日本
		国道３号	鹿児島市　鹿児島北IC　～　鹿児島市照国町　照国神社前交差点	鹿児島国道事務所
		国道225号	鹿児島市照国町　照国神社前交差点　～　鹿児島市城南町　新港入口交差点	鹿児島国道事務所
		鹿児島臨港道路新港南線	鹿児島市城南町　新港入口交差点　～　鹿児島市城南町　鹿児島港（新港区）	鹿児島県（港）
	志布志港	東九州自動車道	曾於弥五郎IC	NEXCO西日本
		（主）垂水南之郷線	曽於市　曾於弥五郎IC　～　曽於市大隅町岩川　合庁入口交差点	鹿児島県
		（主）志布志福山線	曽於市大隅町岩川　合庁入口交差点　～　志布志市志布志町志布志　関屋口交差点	鹿児島県
		国道220号	志布志市志布志町志布志　関屋口交差点　～　志布志市志布志町志布志　郵便局前交差点	大隅河川国道事務所
		（一）志布志停車場線	志布志市志布志町志布志　郵便局前交差点　～　志布志志布志町志布志　志布志駅前交差点	鹿児島県
		志布志港臨港道路５号線	志布志志布志町志布志　志布志駅前交差点　～　志布志市志布志町志布志　志布志港（若浜地区）	鹿児島県（港）
	川内港	南九州西回り自動車道	薩摩川内水引IC	鹿児島国道事務所
		国道３号	薩摩川内市　薩摩川内水引IC　～　薩摩川内水引町　港入口交差点	鹿児島国道事務所
		（一）京泊草道線	薩摩川内水引町　港入口交差点　～　薩摩川内市港町　川内港臨港道路京泊港町線交差	鹿児島県
		川内臨港道路京泊港町線	薩摩川内市港町　川内港臨港道路京泊草道線交差　～　薩摩川内市港町　川内港（京泊地区）	鹿児島県（港）

鹿児島県緊急輸送道路ネットワーク計画及び災害時受援計画の拠点

拠点名	市町村名	緊急輸送道路ネットワーク計画				災害時受援計画			
		拠点種類	NW機能区分			拠点種類	本部	活動	物資
			1次	2次	3次				
鹿児島県庁	鹿児島市	県庁	●	—	—	災害対策本部	—	—	—
鹿児島地域振興局 本庁舎	鹿児島市	県出先機関	●	—	—	本部拠点候補地	●	—	—
北薩地域振興局 本庁舎	薩摩川内市	県出先機関	●	—	—	本部拠点候補地	●	—	—
姶良・伊佐地域振興局 本庁舎	姶良市	県出先機関	●	—	—	本部拠点候補地	●	—	—
熊毛支庁	西之表市	県出先機関	●	—	—	本部拠点候補地	●	—	—
南薩地域振興局 本庁舎	南さつま市	県出先機関	●	—	—	本部拠点候補地	●	—	—
大隅地域振興局 本庁舎	鹿屋市	県出先機関	●	—	—	本部拠点候補地	●	—	—
大島支庁	奄美市	県出先機関	●	—	—	本部拠点候補地	●	—	—
熊毛支庁 屋久島庁舎	屋久島町	県支庁舎等	—	●	—	本部拠点候補地	●	—	—
大島支庁 沖永良部庁舎	和泊町	県支庁舎等	—	●	—	本部拠点候補地	●	—	—
大島支庁 徳之島庁舎	徳之島町	県支庁舎等	—	●	—	本部拠点候補地	●	—	—
大島支庁 瀬戸内庁舎	瀬戸内町	県支庁舎等	—	●	—	本部拠点候補地	●	—	—
北薩地域振興局 甑島庁舎	薩摩川内市	県支庁舎等	—	●	—	本部拠点候補地	●	—	—
大島支庁 喜界庁舎	喜界町	県支庁舎等	—	●	—	本部拠点候補地	●	—	—
北薩地域振興局 第2庁舎	薩摩川内市	県支庁舎等	—	●	—	本部拠点候補地	●	—	—
姶良・伊佐地域振興局 霧島庁舎	霧島市	県支庁舎等	—	●	—	本部拠点候補地	●	—	—
南薩地域振興局 第2庁舎	南さつま市	県支庁舎等	—	●	—	本部拠点候補地	●	—	—
大島支庁 徳之島第2庁舎	徳之島町	県支庁舎等	—	●	—	本部拠点候補地	●	—	—
鹿児島市役所	鹿児島市	地方生活圏 中心都市の役場	●	—	—	—	—	—	—
指宿市役所	指宿市役	地方生活圏 中心都市の役場	●	—	—	—	—	—	—
伊佐市役所	伊佐市	地方生活圏 中心都市の役場	●	—	—	—	—	—	—
霧島市役所	霧島市	地方生活圏 中心都市の役場	●	—	—	—	—	—	—
薩摩川内市役所	薩摩川内市	地方生活圏 中心都市の役場	●	—	—	—	—	—	—
南さつま市役所	南さつま市	地方生活圏 中心都市の役場	●	—	—	—	—	—	—
出水市役所	出水市	地方生活圏 中心都市の役場	●	—	—	—	—	—	—
鹿屋市役所	鹿屋市	地方生活圏 中心都市の役場	●	—	—	—	—	—	—
西之表市役所	西之表市	地方生活圏 中心都市の役場	●	—	—	—	—	—	—
奄美市役所	奄美市	地方生活圏 中心都市の役場	●	—	—	—	—	—	—
阿久根市役所	阿久根市	市町村役場	—	●	—	—	—	—	—
垂水市役所	垂水市	市町村役場	—	●	—	—	—	—	—
枕崎市役所	枕崎市	市町村役場	—	●	—	—	—	—	—
姶良市役所	姶良市	市町村役場	—	●	—	—	—	—	—
長島町役場	長島町	市町村役場	—	●	—	—	—	—	—
日置市役所	日置市	市町村役場	—	●	—	—	—	—	—
大崎町役場	大崎町	市町村役場	—	●	—	—	—	—	—

鹿児島県緊急輸送道路ネットワーク計画及び災害時受援計画の拠点

拠点名	市町村名	緊急輸送道路ネットワーク計画				災害時受援計画			
		拠点種類	NW機能区分			拠点種類	本部	活動	物資
			1次	2次	3次				
屋久島町役場	屋久島町	市町村役場	—	●	—	—	—	—	—
湧水町役場	湧水町	市町村役場	—	●	—	—	—	—	—
肝付町役場	肝付町	市町村役場	—	●	—	—	—	—	—
曽於市役所	曽於市	市町村役場	—	●	—	—	—	—	—
南九州市役所	南九州市	市町村役場	—	●	—	—	—	—	—
十島村役場	十島村	市町村役場	—	●	—	—	—	—	—
中種子町役場	中種子町	市町村役場	—	●	—	—	—	—	—
南大隅町役場	南大隅町	市町村役場	—	●	—	—	—	—	—
東串良町役場	東串良町	市町村役場	—	●	—	—	—	—	—
三島村役場	三島村	市町村役場	—	●	—	—	—	—	—
南種子町役場	南種子町	市町村役場	—	●	—	—	—	—	—
さつま町役場	さつま町	市町村役場	—	●	—	—	—	—	—
いちき串木野市役所	いちき串木野市	市町村役場	—	●	—	—	—	—	—
志布志市役所本庁・志布志庁舎	志布志市	市町村役場	—	●	—	—	—	—	—
錦江町役場	錦江町	市町村役場	—	●	—	—	—	—	—
和泊町役場	和泊町	市町村役場	—	●	—	—	—	—	—
与論町役場	与論町	市町村役場	—	●	—	—	—	—	—
大和村役場	大和村	市町村役場	—	●	—	—	—	—	—
徳之島町役場	徳之島町	市町村役場	—	●	—	—	—	—	—
知名町役場	知名町	市町村役場	—	●	—	—	—	—	—
龍郷町役場	龍郷町	市町村役場	—	●	—	—	—	—	—
瀬戸内町役場	瀬戸内町	市町村役場	—	●	—	—	—	—	—
喜界町役場	喜界町	市町村役場	—	●	—	—	—	—	—
宇検村役場	宇検村	市町村役場	—	●	—	—	—	—	—
伊仙町役場	伊仙町	市町村役場	—	●	—	—	—	—	—
天城町役場	天城町	市町村役場	—	●	—	—	—	—	—
鹿屋市役所 輝北総合支所	鹿屋市	市町村支所等	—	●	—	—	—	—	—
鹿屋市役所 串良総合支所	鹿屋市	市町村支所等	—	●	—	—	—	—	—
鹿屋市役所 吾平総合支所	鹿屋市	市町村支所等	—	●	—	—	—	—	—
長島町役場 指江庁舎	長島町	市町村支所等	—	●	—	—	—	—	—
南大隅町役場 佐多支所	南大隅町	市町村支所等	—	●	—	—	—	—	—
出水市役所 高尾野支所	出水市	市町村支所等	—	●	—	—	—	—	—
出水市役所 野田支所	出水市	市町村支所等	—	●	—	—	—	—	—
南九州市役所 頴娃支所	南九州市	市町村支所等	—	●	—	—	—	—	—
南九州市役所 川辺支所	南九州市	市町村支所等	—	●	—	—	—	—	—

鹿児島県緊急輸送道路ネットワーク計画及び災害時受援計画の拠点

拠点名	市町村名	緊急輸送道路ネットワーク計画				災害時受援計画			
		拠点種類	NW機能区分			拠点種類	本部	活動	物資
			1次	2次	3次				
日置市役所 東市来支所	日置市	市町村支所等	—	●	—	—	—	—	—
日置市役所 日吉支所	日置市	市町村支所等	—	●	—	—	—	—	—
日置市役所 吹上支所	日置市	市町村支所等	—	●	—	—	—	—	—
姶良市役所 加治木総合支所	姶良市	市町村支所等	—	●	—	—	—	—	—
姶良市役所 蒲生総合支所	姶良市	市町村支所等	—	●	—	—	—	—	—
志布志市役所 松山支所	志布志市	市町村支所等	—	●	—	—	—	—	—
志布志市役所 有明支所	志布志市	市町村支所等	—	●	—	—	—	—	—
南さつま市役所 笠沙支所	南さつま市	市町村支所等	—	●	—	—	—	—	—
南さつま市役所 大浦支所	南さつま市	市町村支所等	—	●	—	—	—	—	—
南さつま市役所 坊津支所	南さつま市	市町村支所等	—	●	—	—	—	—	—
南さつま市役所 金峰支所	南さつま市	市町村支所等	—	●	—	—	—	—	—
湧水町役場 吉松庁舎	湧水町	市町村支所等	—	●	—	—	—	—	—
霧島市役所 隼人庁舎	霧島市	市町村支所等	—	●	—	—	—	—	—
霧島市役所 霧島総合支所庁舎	霧島市	市町村支所等	—	●	—	—	—	—	—
大隅河川国道事務所	肝付町	指定行政機関/ 指定地方行政機関	—	●	—	—	—	—	—
鹿児島営繕事務所	鹿児島市	指定行政機関/ 指定地方行政機関	—	●	—	—	—	—	—
鹿児島港湾・空港整備事務所	鹿児島市	指定行政機関/ 指定地方行政機関	—	●	—	—	—	—	—
志布志港湾事務所	志布志市	指定行政機関/ 指定地方行政機関	—	●	—	—	—	—	—
鹿児島空港事務所	霧島市	指定行政機関/ 指定地方行政機関	—	●	—	—	—	—	—
種子島空港ターミナルビル （旧　種子島空港出張所）	中種子町	指定行政機関/ 指定地方行政機関	—	●	—	—	—	—	—
第十管区海上保安本部	鹿児島市	指定行政機関/ 指定地方行政機関	—	●	—	—	—	—	—
鹿児島海上保安部	鹿児島市	指定行政機関/ 指定地方行政機関	—	●	—	—	—	—	—
喜入海上保安署	鹿児島市	指定行政機関/ 指定地方行政機関	—	●	—	—	—	—	—
指宿海上保安署	指宿市役	指定行政機関/ 指定地方行政機関	—	●	—	—	—	—	—
串木野海上保安部	いちき串木野市	指定行政機関/ 指定地方行政機関	—	●	—	—	—	—	—
鹿児島航空基地	霧島市	指定行政機関/ 指定地方行政機関	—	●	—	—	—	—	—
鹿児島地方気象台	鹿児島市	指定行政機関/ 指定地方行政機関	—	●	—	—	—	—	—
川内川河川事務所	薩摩川内市	指定行政機関/ 指定地方行政機関	—	●	—	—	—	—	—
古仁屋海上保安署	瀬戸内町	指定行政機関/ 指定地方行政機関	—	●	—	—	—	—	—
名瀬航空路 監視レーダー事務所	奄美市	指定行政機関/ 指定地方行政機関	—	●	—	—	—	—	—
奄美空港ターミナルビル （旧奄美空港出張所）	奄美市	指定行政機関/ 指定地方行政機関	—	●	—	—	—	—	—
奄美海上保安部	奄美市	指定行政機関/ 指定地方行政機関	—	●	—	—	—	—	—
志布志海上保安署	志布志市	指定行政機関/ 指定地方行政機関	—	●	—	—	—	—	—
鹿児島国道事務所	鹿児島市	指定行政機関/ 指定地方行政機関	—	●	—	—	—	—	—
名瀬事務所	奄美市	指定行政機関/ 指定地方行政機関	—	●	—	—	—	—	—

鹿児島県緊急輸送道路ネットワーク計画及び災害時受援計画の拠点

拠点名	市町村名	緊急輸送道路ネットワーク計画				災害時受援計画			
		拠点種類	NW機能区分			拠点種類	本部	活動	物資
			1次	2次	3次				
国立病院機構 鹿児島医療センター	鹿児島市	指定公共機関/ 指定地方公共機関	—	●	—	—	—	—	—
国立病院機構 指宿病院	指宿市役	指定公共機関/ 指定地方公共機関	—	●	—	—	—	—	—
国立病院機構 南九州病院	姶良市	指定公共機関/ 指定地方公共機関	—	●	—	—	—	—	—
西日本高速道路㈱九州支社 鹿児島高速道路事務所	姶良市	指定公共機関/ 指定地方公共機関	—	●	—	—	—	—	—
九州電力送配電 鹿児島配電事業所	鹿児島市	指定公共機関/ 指定地方公共機関	—	●	—	—	—	—	—
九州電力送配電 加世田配電事業所	南さつま市	指定公共機関/ 指定地方公共機関	—	●	—	—	—	—	—
九州電力送配電 鹿屋配電事業所	鹿屋市	指定公共機関/ 指定地方公共機関	—	●	—	—	—	—	—
九州電力送配電 霧島配電事業所	霧島市	指定公共機関/ 指定地方公共機関	—	●	—	—	—	—	—
九州旅客鉄道㈱ 鹿児島支店	鹿児島市	指定公共機関/ 指定地方公共機関	—	●	—	—	—	—	—
日本赤十字社 鹿児島県支部	鹿児島市	指定公共機関/ 指定地方公共機関	—	●	—	—	—	—	—
九州電力送配電 川内配電事業所	薩摩川内市	指定公共機関/ 指定地方公共機関	—	●	—	—	—	—	—
九州電力送配電 出水配電事業所	出水市	指定公共機関/ 指定地方公共機関	—	●	—	—	—	—	—
ＮＴＴ西日本 鹿児島支店	鹿児島市	指定公共機関/ 指定地方公共機関	—	●	—	—	—	—	—
日本ガス㈱	鹿児島市	指定公共機関/ 指定地方公共機関	—	●	—	—	—	—	—
日本貨物鉄道㈱ 鹿児島支店	鹿児島市	指定公共機関/ 指定地方公共機関	—	●	—	—	—	—	—
九州電力送配電 熊毛配電事業所	西之表市	指定公共機関/ 指定地方公共機関	—	●	—	—	—	—	—
九州電力送配電 奄美配電事業所	奄美市	指定公共機関/ 指定地方公共機関	—	●	—	—	—	—	—
屋久島電工㈱	屋久島町	指定公共機関/ 指定地方公共機関	—	●	—	—	—	—	—
鹿児島県警本部	鹿児島市	警察	—	●	—	—	—	—	—
阿久根警察署	阿久根市	警察	—	●	—	—	—	—	—
日置警察署	日置市	警察	—	●	—	—	—	—	—
指宿警察署	指宿市役	警察	—	●	—	—	—	—	—
伊佐湧水警察署	伊佐市	警察	—	●	—	—	—	—	—
錦江警察署	錦江町	警察	—	●	—	—	—	—	—
鹿児島西警察署	鹿児島市	警察	—	●	—	—	—	—	—
姶良警察署	姶良市	警察	—	●	—	—	—	—	—
南さつま警察署	南さつま市	警察	—	●	—	—	—	—	—
鹿屋警察署	鹿屋市	警察	—	●	—	—	—	—	—
いちき串木野警察署	いちき串木野市	警察	—	●	—	—	—	—	—
肝付警察署	肝付町	警察	—	●	—	—	—	—	—
霧島警察署	霧島市	警察	—	●	—	—	—	—	—
志布志警察署	志布志市	警察	—	●	—	—	—	—	—
薩摩川内警察署	薩摩川内市	警察	—	●	—	—	—	—	—
種子島警察署	西之表市	警察	—	●	—	—	—	—	—
南九州警察署	南九州市	警察	—	●	—	—	—	—	—

鹿児島県緊急輸送道路ネットワーク計画及び災害時受援計画の拠点

拠点名	市町村名	緊急輸送道路ネットワーク計画				災害時受援計画			
		拠点種類	NW機能区分			拠点種類	本部	活動	物資
			1次	2次	3次				
枕崎警察署	枕崎市	警察	—	●	—	—	—	—	—
さつま警察署	さつま町	警察	—	●	—	—	—	—	—
屋久島警察署	屋久島町	警察	—	●	—	—	—	—	—
横川警察署	霧島市	警察	—	●	—	—	—	—	—
曽於警察署	曽於市	警察	—	●	—	—	—	—	—
出水警察署	出水市	警察	—	●	—	—	—	—	—
鹿児島南警察署	鹿児島市	警察	—	●	—	—	—	—	—
鹿児島中央警察署	鹿児島市	警察	—	●	—	—	—	—	—
徳之島警察署	徳之島町	警察	—	●	—	—	—	—	—
瀬戸内警察署	瀬戸内町	警察	—	●	—	—	—	—	—
沖永良部警察署	和泊町	警察	—	●	—	—	—	—	—
奄美警察署	奄美市	警察	—	●	—	—	—	—	—
指宿南九州消防組合	指宿市役	消防	—	●	—	—	—	—	—
伊佐湧水消防組合	伊佐市	消防	—	●	—	—	—	—	—
いちき串木野市消防本部	いちき串木野市	消防	—	●	—	—	—	—	—
霧島市消防局	霧島市	消防	—	●	—	—	—	—	—
薩摩川内市消防局	薩摩川内市	消防	—	●	—	—	—	—	—
南薩地区消防本部	枕崎市	消防	—	●	—	—	—	—	—
大隈肝属地区消防本部	鹿屋市	消防	—	●	—	—	—	—	—
出水市消防本部	出水市	消防	—	●	—	—	—	—	—
阿久根地区消防組合	阿久根市	消防	—	●	—	—	—	—	—
垂水市消防本部	垂水市	消防	—	●	—	—	—	—	—
熊毛地区消防組合	西之表市	消防	—	●	—	—	—	—	—
大島地区消防組合	奄美市	消防	—	●	—	—	—	—	—
鹿児島市消防局	鹿児島市	消防	—	●	—	—	—	—	—
日置市消防本部	日置市	消防	—	●	—	—	—	—	—
さつま町消防本部	さつま町	消防	—	●	—	—	—	—	—
姶良市消防本部	姶良市	消防	—	●	—	—	—	—	—
大隅曽於地区消防組合	曽於市	消防	—	●	—	—	—	—	—
沖永良部与論地区 広域事務組合	和泊町	消防	—	●	—	—	—	—	—
徳之島地区消防組合	徳之島町	消防	—	●	—	—	—	—	—
陸上自衛隊第12普通科連隊 （国分自衛隊）	霧島市	自衛隊	—	●	—	—	—	—	—
陸上自衛隊第8施設大隊 （川内駐屯地）	薩摩川内市	自衛隊	—	●	—	—	—	—	—
海上自衛隊第1航空群 （鹿屋自衛隊）	鹿屋市	自衛隊	—	●	—	—	—	—	—
桜島SA	姶良市	SA・PA	—	●	—	—	—	—	—

鹿児島県緊急輸送道路ネットワーク計画及び災害時受援計画の拠点

拠点名	市町村名	緊急輸送道路ネットワーク計画				災害時受援計画			
		拠点種類	NW機能区分			拠点種類	本部	活動	物資
			1次	2次	3次				
溝辺PA	霧島市	SA・PA	—	●	—	—	—	—	—
吉松PA	湧水町	SA・PA	—	●	—	—	—	—	—
国分PA	霧島市	SA・PA	—	●	—	—	—	—	—
美山PA	日置市	SA・PA	—	●	—	—	—	—	—
鹿児島空港	霧島市	空港	●	—	—	—	—	—	—
種子島空港	西之表市	空港	●	—	—	—	—	—	—
屋久島空港	屋久島町	空港	●	—	—	—	—	—	—
与論空港	与論町	空港	●	—	—	—	—	—	—
沖永良部空港	和泊町	空港	●	—	—	—	—	—	—
徳之島空港	徳之島町	空港	●	—	—	—	—	—	—
喜界空港	喜界町	空港	●	—	—	—	—	—	—
奄美空港	奄美市	空港	●	—	—	—	—	—	—
志布志港	志布志市	重要港湾	●	—	—	物資拠点候補地（若浜区）	—	—	●
川内港	薩摩川内市	重要港湾	●	—	—	—	—	—	—
鹿児島港	鹿児島市	重要港湾	●	—	—	物資拠点候補地・離島支援拠点候補地（新港区）	—	—	●
西之表港	西之表市	重要港湾	●	—	—	—	—	—	—
名瀬港	奄美市	重要港湾	●	—	—	物資拠点候補地（本港地区）	—	—	●
長浜港	薩摩川内市	地方港湾	—	●	—	—	—	—	—
鹿屋港	鹿屋市	地方港湾	—	●	—	—	—	—	—
串木野新港	いちき串木野市	地方港湾	—	●	—	—	—	—	—
根占港	南大隅町	地方港湾	—	●	—	—	—	—	—
米之津港	出水市	地方港湾	—	●	—	—	—	—	—
垂水港	垂水市	地方港湾	—	●	—	—	—	—	—
加治木港	姶良市	地方港湾	—	●	—	—	—	—	—
片側港	長島町	地方港湾	—	●	—	—	—	—	—
桜島港	鹿児島市	地方港湾	—	●	—	—	—	—	—
田之脇港	西之表市	地方港湾	—	●	—	—	—	—	—
浜津脇港	中種子町	地方港湾	—	●	—	—	—	—	—
島間港	南種子町	地方港湾	—	●	—	—	—	—	—
宮之浦港	屋久島町	地方港湾	—	●	—	—	—	—	—
安房港	屋久島町	地方港湾	—	●	—	—	—	—	—
硫黄島港	三島村	地方港湾	—	●	—	—	—	—	—
湾港	喜界町	地方港湾	—	●	—	—	—	—	—
平土野港	天城町	地方港湾	—	●	—	—	—	—	—

鹿児島県緊急輸送道路ネットワーク計画及び災害時受援計画の拠点

拠点名	市町村名	緊急輸送道路ネットワーク計画				災害時受援計画			
		拠点種類	NW機能区分			拠点種類	本部	活動	物資
			1次	2次	3次				
亀徳港	徳之島町	地方港湾	—	●	—	—	—	—	—
和泊港	和泊町	地方港湾	—	●	—	—	—	—	—
古仁屋港	瀬戸内町	地方港湾	—	●	—	—	—	—	—
与論港	与論町	地方港湾	—	●	—	—	—	—	—
里港	薩摩川内市	地方港湾	—	●	—	—	—	—	—
中之島港	十島村	地方港湾	—	●	—	—	—	—	—
山川漁港	指宿市役	漁港	—	●	—	—	—	—	—
内之浦漁港	肝付町	漁港	—	●	—	—	—	—	—
枕崎漁港	枕崎市	漁港	—	●	—	—	—	—	—
谷山救難用ヘリ広場	鹿児島市	ヘリポート	—	●	—	—	—	—	—
国立指宿病院ヘリポート	指宿市役	ヘリポート	—	●	—	—	—	—	—
知覧平和公園多目的球場	南九州市	ヘリポート	—	●	—	—	—	—	—
加世田運動公園	南さつま市	ヘリポート	—	●	—	活動拠点候補地	—	●	—
日置市日吉運動公園グランド	日置市	ヘリポート	—	●	—	—	—	—	—
市来中学校グランド	いちき串木野市	ヘリポート	—	●	—	—	—	—	—
宮之城総合運動公園	さつま町	ヘリポート	—	●	—	—	—	—	—
鷹巣運動場	長島町	ヘリポート	—	●	—	活動拠点候補地	—	●	—
出水市陸上競技場	出水市	ヘリポート	—	●	—	—	—	—	—
伊佐市陸上競技場	伊佐市	ヘリポート	—	●	—	活動拠点候補地	—	●	—
川内川栗野防災ステーション	湧水町	ヘリポート	—	●	—	—	—	—	—
姶良市加治木運動場	姶良市	ヘリポート	—	●	—	—	—	—	—
隼人運動場	霧島市	ヘリポート	—	●	—	—	—	—	—
栄楽公園グランド	曽於市	ヘリポート	—	●	—	—	—	—	—
有明野球場	志布志市	ヘリポート	—	●	—	—	—	—	—
大崎町研修センターグランド	大崎町	ヘリポート	—	●	—	—	—	—	—
垂水中央運動公園	垂水市	ヘリポート	—	●	—	活動拠点候補地	—	●	—
鹿屋市民いこいの森運動広場	鹿屋市	ヘリポート	—	●	—	—	—	—	—
肝付町総合運動場	肝付町	ヘリポート	—	●	—	—	—	—	—
南大隅町根占運動場	南大隅町	ヘリポート	—	●	—	活動拠点候補地	—	●	—
竹島運動広場臨時ヘリポート	三島村	ヘリポート	—	●	—	—	—	—	—
西之表ヘリポート	西之表市	ヘリポート	—	●	—	—	—	—	—
中種子中央運動公園陸上競技場	中種子町	ヘリポート	—	●	—	—	—	—	—
南種子町緊急ヘリポート	南種子町	ヘリポート	—	●	—	—	—	—	—
宮之浦運動場	屋久島町	ヘリポート	—	●	—	—	—	—	—
諏訪之瀬島場外離着陸上	十島村	ヘリポート	—	●	—	—	—	—	—

鹿児島県緊急輸送道路ネットワーク計画及び災害時受援計画の拠点

拠点名	市町村名	緊急輸送道路ネットワーク計画				災害時受援計画			
		拠点種類	NW機能区分			拠点種類	本部	活動	物資
			1次	2次	3次				
喜界町総合グランド	喜界町	ヘリポート	—	●	—	—	—	—	—
名瀬港ヘリポート	奄美市	ヘリポート	—	●	—	—	—	—	—
龍郷町中央グランド	龍郷町	ヘリポート	—	●	—	—	—	—	—
思勝港湾施設用地	大和村	ヘリポート	—	●	—	—	—	—	—
手安ヘリポート	瀬戸内町	ヘリポート	—	●	—	—	—	—	—
徳和瀬総合グランド	徳之島町	ヘリポート	—	●	—	—	—	—	—
天城町中央公民館グランド	天城町	ヘリポート	—	●	—	—	—	—	—
伊仙町ヘリポート	伊仙町	ヘリポート	—	●	—	—	—	—	—
和伯町民運動広場	和泊町	ヘリポート	—	●	—	—	—	—	—
知名町総合グランド	知名町	ヘリポート	—	●	—	—	—	—	—
与論町緊急用ヘリポート	与論町	ヘリポート	—	●	—	—	—	—	—
東串良町民運動場	東串良町	ヘリポート	—	●	—	—	—	—	—
阿久根市総合運動公園（総合グランド）	阿久根市	ヘリポート	—	●	—	—	—	—	—
錦江町総合運動公園	錦江町	ヘリポート	—	●	—	活動拠点候補地	—	●	—
宇検村陸上競技場	宇検村	ヘリポート	—	●	—	—	—	—	—
塩浜運動場	枕崎市	ヘリポート	—	●	—	—	—	—	—
鹿児島流通業務団地	鹿児島市	物流拠点	—	●	—	—	—	—	—
鹿児島臨海トラックターミナル	鹿児島市	物流拠点	—	●	—	物資拠点候補地	—	—	●
大口公設地方卸売市場	伊佐市	物流拠点	—	●	—	物資拠点候補地	—	—	●
霧島市公設地方卸売市場	霧島市	物流拠点	—	●	—	物資拠点候補地	—	—	●
さつま町公設地方卸売市場	さつま町	物流拠点	—	●	—	物資拠点候補地	—	—	●
㈱姶良中央青果地方卸売市場（閉所）	姶良市	物流拠点	—	●	—	物資拠点候補地	—	—	—
曽於地域公設地方卸売市場	曽於市	物流拠点	—	●	—	物資拠点候補地	—	—	●
第1号鹿屋市地方卸売市場	鹿屋市	物流拠点	—	●	—	—	—	—	—
協同組合川内地方卸売市場	薩摩川内市	物流拠点	—	●	—	物資拠点候補地	—	—	●
鹿児島市中央卸売市場（青果市場）	鹿児島市	物流拠点	—	●	—	物資拠点候補地	—	—	●
マリンポートかごしま	鹿児島市	物流拠点	—	●	—	物資拠点候補地・離島支援拠点候補地	—	—	●
鹿児島赤十字病院	鹿児島市	災害医療拠点	—	●	—	—	—	—	—
鹿児島県立薩南病院	南さつま市	災害医療拠点	—	●	—	—	—	—	—
済生会川内病院	薩摩川内市	災害医療拠点	—	●	—	—	—	—	—
出水総合医療センター	出水市	災害医療拠点	—	●	—	—	—	—	—
鹿児島県立北薩病院	伊佐市	災害医療拠点	—	●	—	—	—	—	—
鹿児島県立県民健康プラザ鹿屋医療センター	鹿屋市	災害医療拠点	—	●	—	—	—	—	—
鹿児島市立病院	鹿児島市	災害医療拠点	—	●	—	—	—	—	—
鹿児島県立大島病院	奄美市	災害医療拠点	—	●	—	—	—	—	—

鹿児島県緊急輸送道路ネットワーク計画及び災害時受援計画の拠点

拠点名	市町村名	緊急輸送道路ネットワーク計画				災害時受援計画			
		拠点種類	NW機能区分			拠点種類	本部	活動	物資
			1次	2次	3次				
種子島医療センター（旧田上病院）	西之表市	災害医療拠点	—	●	—	—	—	—	—
鹿児島市医師会病院	鹿児島市	災害医療拠点	—	●	—	—	—	—	—
鹿児島大学病院	鹿児島市	災害医療拠点	—	●	—	—	—	—	—
曽於郡医師会立病院	曽於市	災害医療拠点	—	—	●	—	—	—	—
鹿児島県赤十字血液センター	鹿児島市	災害医療拠点	—	●	—	—	—	—	—
鹿児島市保健所	鹿児島市	災害医療拠点	—	●	—	—	—	—	—
指宿保健所	指宿市役	災害医療拠点	—	●	—	—	—	—	—
加世田保健所	南さつま市	災害医療拠点	—	●	—	—	—	—	—
伊集院保健所	日置市	災害医療拠点	—	●	—	—	—	—	—
出水保健所	出水市	災害医療拠点	—	●	—	—	—	—	—
大口保健所	伊佐市	災害医療拠点	—	●	—	—	—	—	—
鹿屋保健所	鹿屋市	災害医療拠点	—	●	—	—	—	—	—
西之表保健所	西之表市	災害医療拠点	—	●	—	—	—	—	—
志布志保健所	志布志市	災害医療拠点	—	●	—	—	—	—	—
屋久島保健所	屋久島町	災害医療拠点	—	●	—	—	—	—	—
徳之島保健所	徳之島町	災害医療拠点	—	●	—	—	—	—	—
名瀬保健所	奄美市	災害医療拠点	—	●	—	—	—	—	—
川薩保健所	薩摩川内市	災害医療拠点	—	●	—	—	—	—	—
姶良保健所	霧島市	災害医療拠点	—	●	—	—	—	—	—
川内原子力発電所	薩摩川内市	原子力発電所	●	—	—	—	—	—	—
鴨池公園	鹿児島市	—	—	—	—	活動拠点候補地	—	●	—
港中央公園	鹿児島市	—	—	—	—	活動拠点候補地	—	●	—
消防総合訓練研修センター	鹿児島市	—	—	—	—	活動拠点候補地	—	●	—
都市農業センター	鹿児島市	—	—	—	—	活動拠点候補地	—	●	—
吉田文化体育センター	鹿児島市	—	—	—	—	活動拠点候補地	—	●	—
桜島溶岩グラウンド	鹿児島市	—	—	—	—	活動拠点候補地	—	●	—
喜入総合運動場	鹿児島市	—	—	—	—	活動拠点候補地	—	●	—
松元平野岡体育館（運動場）	鹿児島市	—	—	—	—	活動拠点候補地	—	●	—
郡山総合運動場	鹿児島市	—	—	—	—	活動拠点候補地	—	●	—
かごしま健康の森公園	鹿児島市	—	—	—	—	活動拠点候補地	—	●	—
吉野公園	鹿児島市	—	—	—	—	活動拠点候補地	—	●	—
平和公園陸上競技場	鹿屋市	—	—	—	—	活動拠点候補地	—	●	—
鹿屋運動公園	鹿屋市	—	—	—	—	活動拠点候補地	—	●	—
枕崎市総合運動公園	枕崎市	—	—	—	—	活動拠点候補地	—	●	—
枕崎市農村運動広場	枕崎市	—	—	—	—	活動拠点候補地	—	●	—

鹿児島県緊急輸送道路ネットワーク計画及び災害時受援計画の拠点

拠点名	市町村名	緊急輸送道路ネットワーク計画				災害時受援計画			
		拠点種類	NW機能区分			拠点種類	本部	活動	物資
			1次	2次	3次				
枕崎市片平山公園	枕崎市	—	—	—	—	活動拠点候補地	—	●	—
阿久根市総合運動公園	阿久根市	—	—	—	—	活動拠点候補地	—	●	—
番所丘公園	阿久根市	—	—	—	—	活動拠点候補地	—	●	—
出水市総合運動公園多目的広場	出水市	—	—	—	—	活動拠点候補地	—	●	—
出水市高尾野多目的運動場	出水市	—	—	—	—	活動拠点候補地	—	●	—
出水市野田運動場（多目的グラウンド）（サッカー競技場）	出水市	—	—	—	—	活動拠点候補地	—	●	—
開聞総合グラウンド	指宿市役	—	—	—	—	活動拠点候補地	—	●	—
古田中学校跡地	西之表市	—	—	—	—	活動拠点候補地	—	●	—
多目的広場	西之表市	—	—	—	—	活動拠点候補地	—	●	—
「道の駅」たるみずはまびら	垂水市	—	—	—	—	活動拠点候補地	—	●	—
薩摩川内市総合運動公園	薩摩川内市	—	—	—	—	活動拠点候補地	—	●	—
日置市東市来総合運動公園	日置市日置市	—	—	—	—	活動拠点候補地	—	●	—
日置市伊集院総合運動公園	日置市	—	—	—	—	活動拠点候補地	—	●	—
日置市吹上浜公園	日置市	—	—	—	—	活動拠点候補地	—	●	—
末吉栄楽公園グラウンド	曽於市	—	—	—	—	活動拠点候補地	—	●	—
花房峡憩いの森	曽於市	—	—	—	—	活動拠点候補地	—	●	—
大隅総合運動公園	曽於市	—	—	—	—	活動拠点候補地	—	●	—
大隅弥五郎伝説の里	曽於市	—	—	—	—	活動拠点候補地	—	●	—
財部城山総合運動公園	曽於市	—	—	—	—	活動拠点候補地	—	●	—
清流の森大川原峡	曽於市	—	—	—	—	活動拠点候補地	—	●	—
霧島市隼人運動場	霧島市	—	—	—	—	活動拠点候補地	—	●	—
国分海浜公園グラウンド（第１・第２）	霧島市	—	—	—	—	活動拠点候補地	—	●	—
城山公園	霧島市	—	—	—	—	活動拠点候補地	—	●	—
霧島高原国民休養地	霧島市	—	—	—	—	活動拠点候補地	—	●	—
いちき串木野市多目的グラウンド	いちき串木野市	—	—	—	—	活動拠点候補地	—	●	—
城山総合公園多目的広場	志布志市	—	—	—	—	活動拠点候補地	—	●	—
市民グラウンド	志布志市	—	—	—	—	活動拠点候補地	—	●	—
名瀬総合運動公園	奄美市	—	—	—	—	活動拠点候補地	—	●	—
奄美体験交流館	奄美市	—	—	—	—	活動拠点候補地	—	●	—
太陽ケ丘運動公園	奄美市	—	—	—	—	活動拠点候補地	—	●	—
知覧平和公園	南九州市	—	—	—	—	活動拠点候補地	—	●	—
菱刈農村公園運動広場	伊佐市	—	—	—	—	活動拠点候補地	—	●	—
姶良市総合運動公園	姶良市	—	—	—	—	活動拠点候補地	—	●	—
三島開発総合センター	三島村	—	—	—	—	活動拠点候補地	—	●	—
十島村総合開発センター	十島村	—	—	—	—	活動拠点候補地	—	●	—

鹿児島県緊急輸送道路ネットワーク計画及び災害時受援計画の拠点

拠点名	市町村名	緊急輸送道路ネットワーク計画				災害時受援計画			
		拠点種類	NW機能区分			拠点種類	本部	活動	物資
			1次	2次	3次				
宮之城総合グラウンド	さつま町	—	—	—	—	活動拠点候補地	—	●	—
柏原グラウンド	さつま町	—	—	—	—	活動拠点候補地	—	●	—
薩摩総合運動公園	さつま町	—	—	—	—	活動拠点候補地	—	●	—
長島町役場駐車場	長島町	—	—	—	—	活動拠点候補地	—	●	—
城川内運動場	長島町	—	—	—	—	活動拠点候補地	—	●	—
川床コミュニティ広場	長島町	—	—	—	—	活動拠点候補地	—	●	—
湧水町城山グラウンド	湧水町	—	—	—	—	活動拠点候補地	—	●	—
大崎ふれあいの里公園	大崎町	—	—	—	—	活動拠点候補地	—	●	—
東串良町町民運動場	東串良町	—	—	—	—	活動拠点候補地	—	●	—
南大隅町運動広場	南大隅町	—	—	—	—	活動拠点候補地	—	●	—
肝付町文化センター	肝付町	—	—	—	—	活動拠点候補地	—	●	—
やぶさめの里総合公園	肝付町	—	—	—	—	活動拠点候補地	—	●	—
旧種子島空港エプロン	中種子町	—	—	—	—	活動拠点候補地	—	●	—
南種子町健康公園	南種子町	—	—	—	—	活動拠点候補地	—	●	—
屋久島町健康の森公園	屋久島町	—	—	—	—	活動拠点候補地	—	●	—
思勝港	大和村	—	—	—	—	活動拠点候補地	—	●	—
大和中学校	大和村	—	—	—	—	活動拠点候補地	—	●	—
宇検村総合運動公園	宇検村	—	—	—	—	活動拠点候補地	—	●	—
瀬戸内町総合運動公園	瀬戸内町	—	—	—	—	活動拠点候補地	—	●	—
龍郷町体育・文化センターりゅうゆう館	龍郷町	—	—	—	—	活動拠点候補地	—	●	—
龍郷町中央グラウンド	龍郷町	—	—	—	—	活動拠点候補地	—	●	—
喜界町防災食育センター横広場	喜界町	—	—	—	—	活動拠点候補地	—	●	—
徳之島町健康の森総合運動公園	徳之島町	—	—	—	—	活動拠点候補地	—	●	—
天城町総合運動公園	天城町	—	—	—	—	活動拠点候補地	—	●	—
伊仙町総合グラウンド	伊仙町	—	—	—	—	活動拠点候補地	—	●	—
和泊町民運動広場	和泊町	—	—	—	—	活動拠点候補地	—	●	—
知名町総合グラウンド	知名町総合グラウンド	—	—	—	—	活動拠点候補地	—	●	—
与論町総合運動場	与論町	—	—	—	—	活動拠点候補地	—	●	—
サンシティホールいぶすき横広場	指宿市	—	—	—	—	物資拠点候補地	—	—	●
吹上浜海浜公園	南さつま市	—	—	—	—	物資拠点候補地	—	—	●
かせだドーム	南さつま市	—	—	—	—	物資拠点候補地	—	—	●
グリーンドーム金峰	南さつま市	—	—	—	—	物資拠点候補地	—	—	●
串良町平和公園内ゲートボール場	鹿屋市	—	—	—	—	物資拠点候補地	—	—	●
種子島公設地方卸売市場	西之表市	—	—	—	—	物資拠点候補地		●	
あっぽーらんど屋根付き競技場	西之表市	—	—	—	—	物資拠点候補地	—	—	●

鹿児島県緊急輸送道路ネットワーク計画及び災害時受援計画の拠点

拠点名	市町村名	緊急輸送道路ネットワーク計画				災害時受援計画			
		拠点種類	NW機能区分			拠点種類	本部	活動	物資
			1次	2次	3次				
鹿児島地域振興局 第2庁舎	鹿児島市	—	—	—	—	本部拠点候補地	●	—	—
鹿児島地域振興局 日置庁舎	日置市	—	—	—	—	本部拠点候補地	●	—	—
南薩地域振興局 指宿庁舎	指宿市	—	—	—	—	本部拠点候補地	●	—	—
北薩地域振興局 さつま庁舎	さつま町	—	—	—	—	本部拠点候補地	●	—	—
北薩地域振興局 出水庁舎	出水市	—	—	—	—	本部拠点候補地	●	—	—
姶良・伊佐地域振興局 伊佐庁舎	伊佐市	—	—	—	—	本部拠点候補地	●	—	—
大隅地域振興局 曽於庁舎	曽於市	—	—	—	—	本部拠点候補地	●	—	—
大隅地域振興局 志布志庁舎	志布志市	—	—	—	—	本部拠点候補地	●	—	—
大隅地域振興局 志布志第2庁舎	志布志市	—	—	—	—	本部拠点候補地	●	—	—
出光興産 鹿児島油槽所	鹿児島市	—	—	—	—	—	—	—	—
東西オイルターミナル 鹿児島油槽所	鹿児島市	—	—	—	—	—	—	—	—

5.3 広域移動・進出・被災地内・代替ルート一覧

九州道路啓開計画　広域移動ルート（南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画）

路線名	区間			道路管理者
九州縦貫自動車道	宮崎県境（宮崎県えびの市浦）	～	鹿児島県鹿児島市　鹿児島IC	NEXCO西日本
東九州自動車道	志布志IC	～	末吉財部JCT	大隅河川国道事務所
	末吉財部JCT	～	隼人東IC	NEXCO西日本
都城志布志道路	鹿児島県志布志市　志布志IC	～	県境（宮崎県都城市　都城IC）	県
大隅縦貫道	鹿児島県鹿屋市　鹿屋串良JCT	～	鹿児島県鹿屋市　笠之原IC	県
隼人道路	鹿児島県姶良市　加治木JCT	～	鹿児島県霧島市　隼人東IC	NEXCO西日本
南九州西回り自動車道（鹿児島道路）	鹿児島県鹿児島市　鹿児島IC	～	鹿児島県いちき串木野市　市来IC	NEXCO西日本
南九州西回り自動車道（川内道路，川内隈之城道路）	鹿児島県いちき串木野市　市来IC	～	鹿児島県薩摩川内市　薩摩川内水引IC	鹿児島国道事務所
指宿スカイライン（（主）指宿鹿児島インター線）	鹿児島県鹿児島市　鹿児島IC	～	鹿児島県鹿児島市　立迫橋	道路公社
	鹿児島県鹿児島市　立迫橋	～	鹿児島県鹿児島市　谷山IC	県
	鹿児島県鹿児島市　谷山IC	～	鹿児島県南九州市　頴娃IC	道路公社
	鹿児島県南九州市　頴娃IC	～	鹿児島県指宿市　大迫交差点	県
国道220号	県境（宮崎県宮崎市橘通東橘通三交差点）	～	鹿児島県鹿屋市　笠之原IC	大隅河川国道事務所
国道504号	鹿児島県霧島市　溝辺鹿児島空港IC	～	鹿児島県霧島市溝辺町麓　空港入口交差点	県
（主）志布志福山線	鹿児島県志布志志布志町志布志　関屋口交差点	～	鹿児島県志布志市　志布志IC	県
	鹿児島県志布志市　有明北IC	～	鹿児島県曽於市大隅町岩川合庁入口交差点	県
（主）垂水南之郷線	鹿児島県曽於市大隅町岩川合庁入口交差点	～	鹿児島県曽於市大隅町岩川曽於弥五郎IC	県
（一）玉取迫鹿児島港線（拠点接続ルート）	鹿児島県鹿児島市　谷山IC	～	鹿児島県鹿児島市南栄　運輸支局入口交差点	県
（市）谷山港１号線（拠点接続ルート）	鹿児島県鹿児島市南栄　運輸支局入口交差点	～	鹿児島県鹿児島市谷山港（出光鹿児島油槽所，東西OT鹿児島油槽所）	鹿児島市

進出ルート　①鹿児島湾直下

路線名	区間			道路管理者
国道３２８号	鹿児島市小山田町　小山田町交差点（R3との交差点）	～	出水市明神町　出水IC入口交差点（R3との交差点）	県
国道３号	熊本県境（熊本県水俣市）	～	薩摩川内水引IC	鹿児島国道事務所
	鹿児島市伊敷　伊敷ﾆｭｰﾀｳﾝ入口交差点（県道鹿児島北ｲﾝﾀｰ線との交差点）	～	鹿児島市小山田町　小山田交差点（R328との交差点）	鹿児島国道事務所
（主）鹿児島加世田線	谷山IC	～	南さつま市金峰町中津野（R270との交差点）	県
国道２７０号	南さつま市加世田本町　市役所前交差点（R226との交差点）	～	南さつま市金峰町中津野（県道鹿児島加世田線との交差点）	県
（主）鹿児島加世田線	南さつま市金峰町新山（R270との交差点）	～	南さつま市加世田唐仁原　慰霊塔下交差点（R226交差点）	県
国道２２５号	南九州川辺IC	～	川辺IC	鹿児島国道事務所
（主）頴娃川辺線〔南薩縦貫道〕	南九州市知覧町西元　知覧交差点	～	南九州川辺IC	県
（主）枕崎知覧線〔南薩縦貫道〕	枕崎市泉町　東本町交差点（R226との交差点）	～	南九州市知覧町西元　知覧交差点	県
国道２６９号	国立病院前交差点（R226との交差点）	～	指宿市山川入船町　山川漁港	県
国道２２６号	指宿市十二町　国立病院前交差点（R269との交差点）	～	鹿児島市喜入生見町（県道飯山喜入線との交差点）	鹿児島国道事務所
	枕崎市中町　中央交差点（県道枕崎停車場線との交差点）	～	枕崎市泉町　東本町交差点（県道枕崎知覧線との交差点）	県
（主）麓重富停車場線	姶良IC	～	姶良市脇元（R10との交差点）	県
国道１０号	霧島市国分下井　国分IC入口交差点	～	霧島市国分広瀬　広瀬西交差点（県道国分霧島線との交差点）	鹿児島国道事務所
	加治木JCT	～	姶良市脇元（麓重富停車場線との交差点）	鹿児島国道事務所
鹿屋串良インター線〔大隅縦貫道〕	鹿屋串良JCT	～	東原IC	県
鹿屋環状線（大隅縦貫道）	東原IC	～	笠之原IC	県
国道２２０号	笠之原IC	～	鹿屋市・垂水市境	大隅河川国道事務所
	霧島市国分敷根　検校橋交差点（R10との交差点）	～	霧島市福山町（霧島市・垂水市境）	鹿児島国道事務所
	霧島市福山町（霧島市・垂水市境）	～	垂水市二川（船津湊）	大隅河川国道事務所
（主）国分霧島線	霧島市国分広瀬　広瀬西交差点（R10との交差点）	～	霧島市国分中央　国分中央３丁目交差点	県
（主）京泊大小路線	【川内港】	～	薩摩川内市港町　港町交差点（県道京泊草道線との交差点）	県
（一）京泊草道線	薩摩川内市港町　港町交差点（県道京泊大小路線との交差点）	～	薩摩川内市水引町　港入口交差点（R3との交差点）	県
（市）シビックセンター前線	霧島市国分中央　国分中央３丁目交差点	～	霧島市国分中央　霧島市役所	霧島市
（市）宮島本線	姶良市西餅田　宮島北交差点（R10との交差点）	～	姶良市役所	姶良市
（市）小村新田４号線	霧島市国分広瀬　広瀬西交差点（R10との交差点）	～	霧島市国分広瀬【霧島市公設地方卸売市場】	霧島市
国道２６９号	【南大隅町佐多支所】	～	鹿屋市北田町（北田町交差点）	県
国道５０４号	鹿屋市北田町（北田町交差点）	～	鹿屋市下祓川町（鹿屋バイパスとの交差点）	県
（一）神之川内之浦線	【内之浦漁港】	～	肝付町後田（（一）岸良高山線との交差点）	県
（一）岸良高山線	肝付町後田（（一）神之川内之浦線との交差点）	～	肝付町新富（肝付町役場入口交差点）	県
（主）鹿屋高山串良線	肝付町新富（肝付町役場入口交差点）	～	鹿屋市串良町宮之下（R220　宮下交差点）	県
国道２２０号	鹿屋市串良町宮之下（R220　宮下交差点）	～	鹿屋市笠之原（笠之原ＩＣ交差点）	県

被災地内ルート　①鹿児島湾直下

路線名	区間			道路管理者
国道１０号	姶良市脇元 （県道麓重富停車場線との交差点）	～	鹿児島市稲荷町 （県道鹿児島吉田線　との交差点）	鹿児島国道事務所
（主）鹿児島吉田線	九州縦貫自動車道　薩摩吉田IC	～	鹿児島市稲荷町 （R10との交差点）	県
国道１０号	鹿児島市稲荷町 （県道鹿児島吉田線との交差点）	～	照国神社前交差点 （R３,R225との交差点）	鹿児島国道事務所
国道３号	鹿児島市伊敷　伊敷ﾆｭｰﾀｳﾝ入口交差点（県道鹿児島北ｲﾝﾀｰ線との交差点）	～	（国）２２５号　照国神社前交差点 （R10,R225との交差点）	鹿児島国道事務所
（主）鹿児島北インター線	九州自動車道　鹿児島北IC	～	鹿児島市伊敷 （R3伊敷ニュータウン入口交差点）	県
国道３号	南九州西回り自動車道　鹿児島IC	～	建部IC（県道鹿児島東市来線　建部神社前交差点）	鹿児島国道事務所
（主）鹿児島東市来線	建部IC（R3　建部神社前交差点）	～	鹿児島市上之園町　中洲電停交差点 （市道唐湊線との交差点）	県
（市）唐湊線	鹿児島市上之園町　中洲電停交差点 （県道鹿児島東市来線との交差点）	～	鹿児島市郡元３丁目　郡元電停交差点 （県道鹿児島加世田線との交差点）	鹿児島市
（一）玉取迫鹿児島港線	谷山IC	～	鹿児島市和田（県道郡元鹿児島港線 交通安全教育センター前交差点）	県
（主）鹿児島加世田線	谷山IC	～	鹿児島市東谷山　希望ヶ団地入口交差点（県道鹿児島加世田線との交差点）	県
（市）小松原山田線（中山バイパス）	鹿児島市東谷山　希望ヶ団地入口交差点（県道鹿児島加世田線との交差点）	～	鹿児島市東開町　南警察署前交差点 （県道郡元鹿児島港線との交差点）	鹿児島市
国道２２５号	川辺IC	～	（港）臨港道路新港南線　新港入口交差点	鹿児島国道事務所
国道２２６号	鹿児島市喜入生見町（県道飯山喜入線 生見小入口交差点）	～	鹿児島市平川町（県道郡元鹿児島港線　産業道路南入口交差点）	鹿児島国道事務所
国道２２６号	鹿児島市平川町（県道郡元鹿児島港線 産業道路南入口交差点）	～	鹿児島市平川町（県道２２５号　影原交差点）	鹿児島国道事務所
（一）玉取迫鹿児島港線（産業道路）	（一）郡元鹿児島港線　産業道路南入口交差点	～	（港）臨港道路谷山二区中央線　食肉センター入口交差点	県
（港）臨港道路谷山二区中央線	（港）臨港道路谷山二区中央線　食肉センター入口交差点	～	（一）玉取迫鹿児島港線　南栄６丁目2交差点	県（港湾管理者）
（一）玉取迫鹿児島港線（産業道路）	（港）臨港道路谷山二区中央線　南栄６丁目2交差点	～	（一）郡元鹿児島港線　交通安全教育センター前交差点	県
（一）郡元鹿児島港線	鹿児島市和田（県道玉取迫鹿児島港線 （産業道路）　交通安全教育センター前交差点）	～	鹿児島市真砂本町（R225　産業道路入口交差点）	県
国道２２５号	鹿児島市照国町 （R10　照国神社前交差点）	～	鹿児島市城南町（臨港道路新港南線 新港入口交差点）	鹿児島国道事務所
（市）三官橋通り線	鹿児島市平之町 （R3　平野町交差点）	～	鹿児島市加治屋町（県道鹿児島加世田線　高見馬場交差点）	鹿児島市
（主）鹿児島加世田線	鹿児島市加治屋町（市道三官橋通り線 高見馬場交差点）	～	鹿児島市郡元（R225　紫原団地入口交差点）	県
（港）臨港道路新港南線	鹿児島市城南町 （R225　新港入口交差点）	～	鹿児島市城南町 （臨港道路新港区線　交差点）	県（港湾管理者）
（一）鹿児島港下荒田線	鹿児島市鴨池 （R225　運動公園前交差点）	～	【鹿児島県庁・県警本部】	県
（市）東開９号線	鹿児島市東開町（県道郡元鹿児島港線 （産業道路）　南警察署前交差点）	～	鹿児島市東開町（市道東開２０号線 東開市場前交差点）	鹿児島市
（市）東開２０号線	鹿児島市東開町（市道東開９号線　東開市場前交差点）	～	【鹿児島市中央卸売市場青果市場】	鹿児島市
（市）谷山港１号線	鹿児島市南栄６丁目　運輸支局入口交差点 （県道玉取迫鹿児島港線との交差点）	～	【鹿児島港谷山二区】 （港）臨港道路谷山二区東ふ頭線 交差点	鹿児島市
（港）臨港道路谷山二区東ふ頭線　交差点	（市）谷山港１号線　交差点	～	【谷山救難用ヘリ広場】	県（港湾管理者）
国道２２０号	垂水市二川 （県道垂水大崎線　交差点）	～	垂水市海潟 （R224　交差点）	大隅河川国道事務所
国道２２０号	鹿屋市・垂水市境	～	垂水市海潟 （R224　交差点）	大隅河川国道事務所
国道２２４号	垂水市海潟 （R220　交差点）	～	【桜島港】	大隅河川国道事務所
（主）桜島港黒神線	垂水市海潟 （R220　交差点）	～	【桜島港】	県

代替ルート　①鹿児島湾直下

路線名	区間			道路管理者
（主）永吉入佐鹿児島線	指宿スカイライン（指宿鹿児島インター線）　山田IC	～	（一）小山田谷山線　交差点	県
（一）小山田谷山線	（主）永吉入佐鹿児島線　交差点	～	（市）中山バイパス　山田下交差点	県
（市）中山バイパス	（一）小山田谷山線　交差点	～	（国）２２５号　南署入口交差点	鹿児島市
（国）２２５号	（市）中山バイパス　南署入口交差点	～	（市）新栄１３号線　交差点	鹿児島国道事務所
（市）新栄１３号線	（国）２２５号　交差点	～	（主）郡元鹿児島港線（産業道路） 交差点	鹿児島市

進出ルート ②県西部直下

路線名	区間			道路管理者
国道２６７号	薩摩川内市東郷町南瀬　南瀬交差点 （県道山田入来線との交差点）	～	薩摩川内市大小路町　国道267号入口交差点 （R3との交差点）	鹿児島国道事務所
国道３２８号	鹿児島市小山田町　小山田町交差点 （R3との交差点）	～	さつま町山崎　山崎三文字交差点 （R267との交差点）	県
	さつま町宮之城屋地　屋地交差点 （R267との交差点）	～	出水市明神町　出水IC入口交差点 （R3との交差点）	県
国道３号	熊本県境（熊本県水俣市）	～	薩摩川内市水引町　港入口交差点 （県道京泊草道線との交差点）	鹿児島国道事務所
	鹿児島IC	～	建部IC	鹿児島国道事務所
	日置市美山　美山入口町交差点 （県道鹿児島東市来線との交差点）	～	鹿児島市照国町　照国神社前交差点 （R10,R225との交差点）	鹿児島国道事務所
国道１０号	霧島市国分下井　国分IC入口交差点	～	霧島市国分広瀬　広瀬西交差点 （県道国分霧島線との交差点）	鹿児島国道事務所
	加治木JCT	～	姶良市西餅田　宮島北交差点 （市道宮島本線との交差点）	鹿児島国道事務所
（主）指宿鹿児島インター線 〔指宿スカイライン〕	谷山IC	～	鹿児島IC	道路公社，県
（一）玉取迫鹿児島港線	谷山IC	～	鹿児島市南栄６丁目　運輸支局入口交差点 （市道谷山港１号線との交差点）	県
（市）谷山港１号線	鹿児島市南栄６丁目　運輸支局入口交差点 （県道玉取迫鹿児島港線との交差点）	～	【鹿児島港谷山二区】 （港）臨港道路谷山二区東ふ頭線　交差点	鹿児島市
国道２６７号	さつま町宮之城屋地　屋地交差点 （R328との交差点）	～	薩摩川内市東郷町南瀬 （県道山田入来線との交差点）	県
（主）川内加治木線	薩摩川内市東向田町　川内駅交差点 （R3との交差点）	～	姶良市加治木町木田　みろく交差点 （R10との交差点）	県
（主）国分霧島線	霧島市国分広瀬　広瀬西交差点 （R10との交差点）	～	霧島市国分中央　国分中央３丁目交差点	県
（主）鹿児島加世田線	鹿児島市東谷山　希望ヶ団地入口交差点 （市道小松原山田線との交差点）	～	谷山IC	県
	鹿児島市郡元３丁目　郡元電停交差点 （市道唐湊線との交差点）	～	鹿児島市東郡元町　紫原団地入口交差点 （R225との交差点）	県
（主）鹿児島東市来線	建部IC	～	鹿児島市上之園町　中洲電停交差点 （市道唐湊線との交差点）	県
（市）唐湊線	鹿児島市上之園町　中洲電停交差点 （県道鹿児島東市来線との交差点）	～	鹿児島市郡元３丁目　郡元電停交差点 （県道鹿児島加世田線との交差点）	鹿児島市
鹿屋串良インター線 〔大隅縦貫道〕	鹿屋串良JCT	～	東原IC	県
鹿屋環状線 （大隅縦貫道）	東原IC	～	笠之原IC	県
国道２２０号	笠之原IC	～	垂水市海潟 （R224との交差点）	大隅河川国道事務所
国道２２４号	垂水市海潟 （R220との交差点）	～	鹿児島市桜島横山町 （桜島港フェリーターミナル）	大隅河川国道事務所
国道２７０号	枕崎市平田町　平田潟交差点 （R225との交差点）	～	日置市日吉町 （県道伊集院日吉線との交差点）	県
（主）伊集院日吉線	日置市伊集院町麦生田　麦生田交差点 （R3との交差点）	～	日置市伊集院町猪鹿倉　猪鹿倉交差点 （県道鹿児島東市来線との交差点）	県
国道２２５号	鹿児島市東郡元町　紫原団地入口交差点 （県道鹿児島加世田線との交差点）	～	照国神社前交差点 （R3,R10交差点）	鹿児島国道事務所
	枕崎市汐見町　町頭交差点 （R226との交差点）	～	枕崎市平田町　平田潟交差点 （R270との交差点）	鹿児島国道事務所
国道２２６号	枕崎市汐見町　町頭交差点 （R225との交差点）	～	枕崎市中町　中央交差点 （県道枕崎停車場線との交差点）	県
（一）鹿児島港城南線	鹿児島市城南町　鹿児島港	～	鹿児島市城南町　城南町交差点	県
（一）鹿児島港下荒田線	鹿児島市下荒田４丁目　騎射場交差点 （県道鹿児島加世田線との交差点）	～	鹿児島市鴨池新町　県警本部前交差点	県
（市）シビックセンター前線	霧島市国分中央　国分中央３丁目交差点	～	霧島市国分中央　霧島市役所	霧島市
（市）宮島本線	姶良市西餅田　宮島北交差点 （R10との交差点）	～	姶良市役所	姶良市
（市）小松原山田線	鹿児島市東谷山　希望ヶ団地入口交差点 （県道鹿児島加世田線との交差点）	～	鹿児島市東開町　南警察署前交差点 （県道郡元鹿児島港線との交差点）	鹿児島市
（市）小村新田４号線	霧島市国分広瀬　広瀬西交差点 （R10との交差点）	～	霧島市国分広瀬　霧島市公設地方卸売市場	霧島市
（市）東開９号線	鹿児島市東開町（県道郡元鹿児島港線（産業道路）　南警察署前交差点）	～	鹿児島市東開町（市道東開２０号線　東開市場前交差点）	鹿児島市
（市）東開２０号線	鹿児島市東開町（市道東開９号線　東開市場前交差点）	～	【鹿児島市中央卸売市場青果市場】	鹿児島市

被災地内ルート ②県西部直下

路線名	区間		道路管理者
国道3号	日置市美山　美山入口町交差点 （県道鹿児島東市来線との交差点）	～ 薩摩川内市水引町　港入口交差点 （県道京泊草道線との交差点）	鹿児島国道事務所
（一）京泊草道線	薩摩川内市水引町　港入口交差点 （R3との交差点）	～ 薩摩川内市港町　港町交差点 （県道京泊大小路線との交差点）	県
（主）京泊大小路線	薩摩川内市港町　港町交差点 （県道京泊草道線との交差点）	～ ふ頭用地道路　交差点	県
（主）鹿児島東市来線	日置市伊集院町猪鹿倉　猪鹿倉交差点 （（主）伊集院日吉線との交差点）	～ 日置市伊集院町猪鹿倉　猪鹿倉南交差点 （県道徳重横井鹿児島線との交差点）	県
（一）徳重横井鹿児島線	伊集院IC	～ 日置市伊集院町猪鹿倉　交差点 （（主）鹿児島東市来線との交差点）	県
（主）鹿児島東市来線	日置市伊集院町猪鹿倉　交差点 （（一）徳重横井鹿児島線との交差点）	～ 日置市東市来町美山　美山IC（美山入口交差点）	県
（主）伊集院日吉線	日置市伊集院町大田　交差点 （（主）鹿児島東市来線との交差点）	～ 日置市伊集院町猪鹿倉　猪鹿倉交差点 （国道270号との交差点）	県
国道２７０号	日置市日吉町日置　日置帆の港 （県道伊集院日吉線との交差点）	～ いちき串木野市大里 （R3との交差点）	県
（主）串木野樋脇線	串木野IC	～ いちき串木野市大原町　大原町交差点 （R3との交差点）	県
（主）川内串木野線	薩摩川内高江IC	～ いちき串木野市京町 （県道串木野港線との交差点）	県
（市）船間島・久見崎線	薩摩川内市久見崎町 （県道川内串木野線との交差点）	～ 薩摩川内市港町 （（港）道路（船間島）との交差点）	薩摩川内市
（港）道路（船間島）	薩摩川内市港町 （（市）船間島・久見崎線との交差点）	～ 薩摩川内市港町 （（主）京泊大小路線との交差点）	県（港湾管理者）
（主）串木野港線	いちき串木野市曙町　串木野駅交差点 （R3との交差点）	～ 【串木野海上保安部】	県
（港）ふ頭用地道路	（主）京泊大小路線　交差点	～ 【川内港】	県（港湾管理者）

代替ルート　②県西部直下

路線名	区間		道路管理者
（主）串木野樋脇線	いちき串木野市上名（南九州自動車道西回り自動車道　串木野IC交差点）	～ いちき串木野市大原町 （R3大原町交差点）	県
（市）大原・がた下線	いちき串木野市大原町 （R3大原町交差点）	～ いちき串木野市旭町 （旭町ロータリー）	いちき串木野市
（市）浜田通線	いちき串木野市旭町 （旭町ロータリー）	～ いちき串木野市浦和町 （県道串木野港線との交差点）	いちき串木野市
（主）串木野港線	いちき串木野市道交差点	～ 【串木野海上保安部】	県

進出ルート ⑦南海トラフ

路線名	区間		道路管理者
（主）頴娃川辺線 〔南薩縦貫道〕	南九州市知覧町西元　知覧交差点	～ 南九州川辺IC	県
（主）枕崎知覧線 〔南薩縦貫道〕	枕崎市泉町　東本町交差点 （R226との交差点）	～ 南九州市知覧町西元　知覧交差点	県
（一）飯野松山都城線 〔都城志布志道路〕	有明北IC	～ 宮崎県境（宮崎県都城市）	県
（主）志布志福山線 〔都城志布志道路〕	志布志IC	～ 有明北IC	県
国道３号	熊本県境（熊本県水俣市）	～ 薩摩川内市水引町　港入口交差点 （県道京泊草道線との交差点）	鹿児島国道事務所
	鹿児島北IC	～ 鹿児島市照国町　照国神社前交差点 （R10,R225との交差点）	鹿児島国道事務所
	鹿児島IC	～ 建部IC	鹿児島国道事務所
国道１０号	霧島市国分下井　国分IC入口交差点	～ 霧島市国分広瀬　広瀬西交差点 （県道国分霧島線との交差点）	鹿児島国道事務所
	加治木JCT	～ 姶良市西餅田　宮島北交差点 （市道宮島本線との交差点）	鹿児島国道事務所
国道２２０号	笠之原IC	～ 垂水市海潟 （R224との交差点）	大隅河川国道事務所
国道２２４号	垂水市海潟 （R220との交差点）	～ 鹿児島市桜島横山町 （桜島港フェリーターミナル）	大隅河川国道事務所
国道２２５号	南九州川辺IC	～ 照国神社前交差点 （R3,R10交差点）	鹿児島国道事務所
国道２２６号	指宿市十二町　国立病院前交差点 （R269との交差点）	～ 鹿児島市下福元町　影原交差点 （R225との交差点）	鹿児島国道事務所
	枕崎市中町　中央交差点 （県道枕崎停車場線との交差点）	～ 枕崎市泉町　東本町交差点 （県道枕崎知覧線との交差点）	県
国道２６９号	国立病院前交差点 （R226との交差点）	～ 指宿市山川入船町　山川漁港	県
	南大隅町根占川北　南大隅町役場	～ 鹿屋市札元　札元269交差点 （R220との交差点）	県
国道２７０号	南さつま市加世田本町　市役所前交差点 （R226との交差点）	～ 南さつま市金峰町中津野 （県道鹿児島加世田線との交差点）	県
（主）指宿鹿児島インター線 〔指宿スカイライン〕	鹿児島IC	～ 立迫橋 （山田IC近く）	道路公社
	立迫橋（山田IC近く）	～ 谷山IC	県
（主）鹿児島加世田線	鹿児島市東谷山　希望ヶ団地入口交差点 （市道小松原山田線との交差点）	～ 南さつま市金峰町中津野 （R270との交差点）	県
	鹿児島市郡元３丁目　郡元電停交差点 （市道唐湊線との交差点）	～ 鹿児島市東郡元町　紫原団地入口交差点 （R225との交差点）	県
（主）鹿児島東市来線	建部IC	～ 鹿児島市上之園町　中洲電停交差点 （市道唐湊線との交差点）	県
（主）京泊大小路線	川内港	～ 薩摩川内市港町　港町交差点 （県道京泊草道線との交差点）	県
（主）国分霧島線	霧島市国分広瀬　広瀬西交差点 （R10との交差点）	～ 霧島市国分中央　国分中央３丁目交差点	県
（主）志布志福山線	有明北IC	～ 曽於市大隅町岩川　合庁入口交差点 （県道垂水南之郷線との交差点）	県
	志布志市志布志町志布志　関屋口交差点 （R220との交差点）	～ 志布志市志布志町安楽 （県道志布志有明線との交差点）	県
（主）大隅輝北線	野方IC	～ 大崎町假宿　三文字交差点 （R220との交差点）	県
（主）鹿屋吾平佐多線	鹿屋市北田　北田町交差点 （R269との交差点）	～ 鹿屋市共栄町　田崎陸橋交差点 （市道田崎川西線との交差点）	県
（主）垂水南之郷線	曽於弥五郎IC	～ 曽於市大隅町岩川　合庁入口交差点 （県道志布志福山線との交差点）	県
（主）鹿屋高山串良線	鹿屋市串良町有里　宮下交差点 （R220との交差点）	～ 肝付町新富　肝付町役場入口交差点 （県道岸良高山線との交差点）	県
（一）鹿児島港城南線	鹿児島市城南町　鹿児島港	～ 鹿児島市城南町　城南町交差点	県
（一）鹿児島港下荒田線	鹿児島市下荒田４丁目　騎射場交差点 （県道鹿児島加世田線との交差点）	～ 鹿児島市鴨池新町　県警本部前交差点	県
（一）玉取迫鹿児島港線	谷山IC	～ 鹿児島市南栄６丁目　運輸支局入口交差点 （市道谷山港１号線との交差点）	県
（一）京泊草道線	薩摩川内市港町　港町交差点 （県道京泊大小路線との交差点）	～ 薩摩川内市水引町　港入口交差点 （R3との交差点）	県
（一）志布志有明線	志布志市志布志町安楽 （県道志布志福山線との交差点）	～ 志布志市有明町野井倉 （市道吉村牧ノ内1号線との交差点）	県
（一）柏原池之原線	東串良町岩弘 （R220との交差点）	～ 東串良町川西　東串良町役場	県
（一）岸良高山線	肝付町新富　肝付町役場入口交差点 （県道鹿屋高山串良線との交差点）	～ 肝付町新富　肝付町役場	県
鹿屋串良インター線 〔大隅縦貫道〕	鹿屋串良JCT	～ 東原IC	県
鹿屋環状線 （大隅縦貫道）	東原IC	～ 笠之原IC	県

進出ルート ⑦南海トラフ

路線名	区間		道路管理者
（主）南之郷志布志線	曽於市末吉町南之郷 （県道垂水南之郷線との交差点）	～ 志布志市志布志町帖 （R220との交差点）	県
国道２２２号	宮崎県境（宮崎県都城市）（県道垂水南之郷線との交差点経由）	～ 宮崎県境（宮崎県都城市）	県
（市）シビックセンター前線	霧島市国分中央　国分中央３丁目交差点	～ 霧島市国分中央　【霧島市役所】	霧島市
（市）田崎川西線	鹿屋市田崎町　田崎陸橋交差点 （県道鹿屋吾平佐多線との交差点）	～ 鹿屋市田崎町　鹿屋市水産物地方卸売市場	鹿屋市
（市）谷山港１号線	鹿児島市南栄６丁目　運輸支局入口交差点 （県道玉取迫鹿児島港線との交差点）	～ 【鹿児島港谷山二区】 （港）臨港道路谷山二区東ふ頭線　交差点	鹿児島市
（市）吉村牧ノ内1号線	志布志市有明町野井倉 （県道志布志有明線との交差点）	～ 志布志市有明町野井倉　志布志市役所有明支所	志布志市
（市）宮島本線	姶良市西餅田　宮島北交差点 （R10との交差点）	～ 【姶良市役所】	姶良市
（市）小松原山田線	鹿児島市東谷山　希望ヶ団地入口交差点 （県道鹿児島加世田線との交差点）	～ 鹿児島市東開町　南警察署前交差点 （県道郡元鹿児島港線との交差点）	鹿児島市
（市）小村新田４号線	霧島市国分広瀬　広瀬西交差点 （R10との交差点）	～ 霧島市国分広瀬　霧島市公設地方卸売市場	霧島市
（市）中都宮線	鹿屋市共栄町　市役所前交差点 （県道鹿屋吾平佐多線との交差点）	～ 鹿屋市共栄町　【鹿屋市役所】	鹿屋市
（市）東開９号線	鹿児島市東開町（県道郡元鹿児島港線（産業道路）　南警察署前交差点）	～ 鹿児島市東開町（市道東開２０号線　東開市場前交差点）	鹿児島市
（市）東開２０号線	鹿児島市東開町（市道東開９号線　東開市場前交差点）	～ 【鹿児島市中央卸売市場青果市場】	鹿児島市
（市）唐湊線	鹿児島市上之園町　中洲電停交差点 （県道鹿児島東市来線との交差点）	～ 鹿児島市郡元３丁目　郡元電停交差点 （県道鹿児島加世田線との交差点）	鹿児島市
国道２６９号	【南大隅町佐多支所】	～ 【根占港】	県
（一）神之川内之浦線	【内之浦漁港】	～ 肝付町後田 （（一）岸良高山線との交差点）	県
（一）岸良高山線	肝付町後田 （（一）神之川内之浦線との交差点）	～ 肝付町新富 （肝付町役場入口交差点）	県
（主）鹿屋高山串良線	肝付町新富 （肝付町役場入口交差点）	～ 鹿屋市吾平 （（主）鹿屋吾平佐多線との交差点）	県
（主）鹿屋吾平佐多線	鹿屋市吾平 （（主）鹿屋高山串良線との交差点）	～ 鹿屋市笠之原 （R220　笠野交差点）	県

被災地内ルート ⑦南海トラフ

路線名	区間		道路管理者
国道２２０号	笠之原IC	～ 宮崎県境（宮崎県串間市）	大隅河川国道事務所
（主）垂水南之郷線	曽於市末吉町南之郷 （県道南之郷志布志線との交差点）	～ 曽於市末吉町南之郷 （R222との交差点）	県
（一）志布志停車場線	志布志市志布志町志布志　郵便局前交差点 （R220との交差点）	～ 志布志市志布志町志布志　交差点（志布志駅前）	県
（港）臨港道路５号線	志布志市志布志町志布志　交差点（志布志駅前）	～ 志布志市志布志町志布志　交差点（警察署前）	県（港湾管理者）
（港）臨港道路若浜緑地線	志布志市志布志町志布志　交差点（警察署前）	～ 【志布志港】	県（港湾管理者）

代替ルート　⑦南海トラフ

路線名	区間		道路管理者
（主）64 号大崎輝北線	曽於郡大崎町假宿 大崎三文字駅交差点～	～ 曽於郡大崎町野方 荒佐三差路	県
（国）269号	曽於郡大崎町野方 荒佐三差路	～ 曽於郡大崎町野方 （主）大崎輝北線交差	県
（主）64 号大崎輝北線	曽於郡大崎町野方 国道269 号交差	～ 曽於郡大崎町【野方IC】	県

進出ルート ⑧種子島東方沖

路線名	区間			道路管理者
（主）枕崎知覧線 〔南薩縦貫道〕	枕崎市泉町　東本町交差点 （R226との交差点）	～	南九州市知覧町西元　知覧交差点	県
（主）頴娃川辺線 〔南薩縦貫道〕	南九州市知覧町西元　知覧交差点	～	南九州川辺IC	県
国道３号	熊本県境（熊本県水俣市）	～	薩摩川内市水引町　港入口交差点 （県道京泊草道線との交差点）	鹿児島国道事務所
	鹿児島北IC	～	鹿児島市照国町　照国神社前交差点 （R10,R225との交差点）	鹿児島国道事務所
	鹿児島IC	～	建部IC	鹿児島国道事務所
国道１０号	霧島市国分下井　国分IC入口交差点	～	霧島市国分広瀬　広瀬西交差点 （県道国分霧島線との交差点）	鹿児島国道事務所
	加治木JCT	～	姶良市西餅田　宮島北交差点 （市道宮島本線との交差点）	鹿児島国道事務所
国道２２０号	笠之原IC	～	垂水市海潟 （R224との交差点）	大隅河川国道事務所
国道２２４号	垂水市海潟 （R220との交差点）	～	鹿児島市桜島横山町 （桜島港フェリーターミナル）	大隅河川国道事務所
国道２２５号	南九州川辺IC	～	照国神社前交差点 （R3,R10交差点）	鹿児島国道事務所
国道２２６号	指宿市十二町　国立病院前交差点 （R269との交差点）	～	鹿児島市下福元町　影原交差点 （R225との交差点）	鹿児島国道事務所
	【枕崎漁港】枕崎市中町　中央交差点 （県道枕崎停車場線との交差点）	～	枕崎市泉町　東本町交差点 （県道枕崎知覧線との交差点）	県
国道２６９号	国立病院前交差点 （R226との交差点）	～	【山川漁港】 指宿市山川入船町	県
	【南大隅町役場】 南大隅町根占川北	～	鹿屋市札元　札元269交差点 （R220との交差点）	県
国道２７０号	【南さつま市役所】 南さつま市加世田本町　市役所前交差点 （R226との交差点）	～	南さつま市金峰町中津野 （県道鹿児島加世田線との交差点）	県
（主）指宿鹿児島インター線 〔指宿スカイライン〕	鹿児島IC	～	立迫橋 （山田IC近く）	道路公社
	立迫橋（山田IC近く）	～	谷山IC	県
（主）鹿児島加世田線	鹿児島市東谷山　希望ヶ団地入口交差点 （市道小松原山田線との交差点）	～	南さつま市金峰町中津野 （R270との交差点）	県
	鹿児島市郡元３丁目　郡元電停交差点 （市道唐湊線との交差点）	～	鹿児島市東郡元町　紫原団地入口交差点 （R225との交差点）	県
（主）鹿児島東市来線	建部IC	～	鹿児島市上之園町　中洲電停交差点 （市道唐湊線との交差点）	県
（主）京泊大小路線	【川内港】	～	薩摩川内市港町　港町交差点 （県道京泊草道線との交差点）	県
（主）国分霧島線	霧島市国分広瀬　広瀬西交差点 （R10との交差点）	～	霧島市国分中央　国分中央３丁目交差点	県
（主）鹿屋吾平佐多線	鹿屋市北田　北田町交差点 （R269との交差点）	～	鹿屋市共栄町　田崎陸橋交差点 （市道田崎川西線との交差点）	県
（一）鹿児島港城南線	鹿児島市城南町　鹿児島港	～	鹿児島市城南町　城南町交差点	県
（一）鹿児島港下荒田線	鹿児島市下荒田４丁目　騎射場交差点 （県道鹿児島加世田線との交差点）	～	鹿児島市鴨池新町　県警本部前交差点	県
（一）玉取迫鹿児島港線	谷山IC	～	鹿児島市南栄６丁目　運輸支局入口交差点 （市道谷山港１号線との交差点）	県
（一）京泊草道線	薩摩川内市港町　港町交差点 （県道京泊大小路線との交差点）	～	薩摩川内市水引町　港入口交差点 （R3との交差点）	県
国道２２２号	宮崎県境（宮崎県都城市）（県道垂水南之郷線との交差点経由）	～	宮崎県境（宮崎県都城市）	県
（主）南之郷志布志線	曽於市末吉町南之郷 （県道垂水南之郷線との交差点）	～	志布志市志布志町帖 （R220との交差点）	県
（一）志布志有明線	志布志市有明町野井倉 （市道吉村牧ノ内1号線との交差点）	～	志布志市志布志町安楽 （県道志布志福山線との交差点）	県
（主）大崎輝北線	野方IC　～（R269経由）	～	大崎町假宿　三文字交差点 （R220との交差点）	県
（市）シビックセンター前線	霧島市国分中央　国分中央３丁目交差点	～	霧島市国分中央　霧島市役所	霧島市
（市）田崎川西線	鹿屋市田崎町　田崎陸橋交差点 （県道鹿屋吾平佐多線との交差点）	～	鹿屋市田崎町　鹿屋市水産物地方卸売市場	鹿屋市
（市）谷山港１号線	鹿児島市南栄６丁目　運輸支局入口交差点 （県道玉取迫鹿児島港線との交差点）	～	【鹿児島港谷山二区】 （港）臨港道路谷山二区東ふ頭線　交差点	鹿児島市
（市）宮島本線	姶良市西餅田　宮島北交差点 （R10との交差点）	～	【姶良市役所】	姶良市
（市）小松原山田線	鹿児島市東谷山　希望ヶ団地入口交差点 （県道鹿児島加世田線との交差点）	～	鹿児島市東開町　南警察署前交差点 （県道郡元鹿児島港線との交差点）	鹿児島市
（市）小村新田４号線	霧島市国分広瀬　広瀬西交差点 （R10との交差点）	～	【霧島市公設地方卸売市場】 霧島市国分広瀬	霧島市
（市）中都宮線	鹿屋市共栄町　市役所前交差点 （県道鹿屋吾平佐多線との交差点）	～	鹿屋市共栄町　【鹿屋市役所】	鹿屋市
（市）東開９号線	鹿児島市東開町（県道郡元鹿児島港線（産業道路）　南警察署前交差点）	～	鹿児島市東開町（市道東開２０号線　東開市場前交差点）	鹿児島市
（市）東開２０号線	鹿児島市東開町（市道東開９号線　東開市場前交差点）	～	【鹿児島市中央卸売市場青果市場】	鹿児島市
（市）唐湊線	鹿児島市上之園町　中洲電停交差点 （県道鹿児島東市来線との交差点）	～	鹿児島市郡元３丁目　郡元電停交差点 （県道鹿児島加世田線との交差点）	鹿児島市
国道２６９号	【南大隅町佐多支所】	～	【根占港】	県
（一）神之川内之浦線	【内之浦漁港】	～	肝付町後田 （（一）岸良高山線との交差点）	県

（一）岸良高山線	肝付町後田 （（一）神之川内之浦線との交差点）	～	肝付町新富 （肝付町役場入口交差点）	県
（主）鹿屋高山串良線	肝付町新富 （肝付町役場入口交差点）	～	鹿屋市吾平 （（主）鹿屋吾平佐多線との交差点）	県
国道４４８号	錦江町城元 （R269との交差点）	～	錦江町田代 （（主）鹿屋吾平佐多線　錦江町田代麓交差点）	県
（主）鹿屋吾平佐多線	錦江町田代 （R448　錦江町田代麓交差点）	～	鹿屋市北田町 （R269　北田町交差点）	県

被災地内ルート ⑧種子島東方沖

路線名	区間			道路管理者
（主）垂水南之郷線	曽於市末吉町南之郷 （県道南之郷志布志線との交差点）	～	曽於市末吉町南之郷 （R222との交差点）	県
（市）吉村牧ノ内1号線	志布志市有明町野井倉　【志布志市役所有明支所】	～	志布志市有明町野井倉 （県道志布志有明線との交差点）	志布志市
（主）志布志福山線	志布志市志布志町安楽 （県道志布志有明線との交差点）	～	志布志市志布志町安楽　志布志ＩＣ交差点 （都城志布志道路との交差点）	県
国道２２０号	鹿屋市札元　笠之原IC交差点 （県道550号（大隅縦貫道）との交差点）	～	宮崎県境（宮崎県串間市）	大隅河川国道事務所
（一）岸良高山線	肝付町新富　【肝付町役場】	～	肝付町新富　肝付町役場入口交差点 （県道鹿屋高山串良線との交差点）	県
（主）鹿屋高山串良線	肝付町新富　肝付町役場入口交差点 （県道岸良高山線との交差点）	～	鹿屋市串良町有里　宮下交差点 （R220との交差点）	県
（一）柏原池之原線	東串良町川西　【東串良町役場】	～	東串良町岩弘 （R220との交差点）	県
（一）志布志停車場線	志布志市志布志町志布志　郵便局前交差点 （R220との交差点）	～	志布志市志布志町志布志　交差点（志布志駅前）	県
（港）臨港道路５号線	志布志市志布志町志布志　交差点（志布志駅前）	～	志布志市志布志町志布志　交差点（警察署前）	県（港湾管理者）
（港）臨港道路若浜緑地線	志布志市志布志町志布志　交差点（警察署前）	～	【志布志港】	県（港湾管理者）
（主）西之表南種子線	西之表市東町　東町交差点 （R58との交差点）	～	中種子町野間　【中種子町役場】 （R58との交差点）	県
（主）野間十三番西之表線	西之表市鴨女町 （R58との交差点）	～	中種子町野間 （県道西之表南種子線との交差点）	県
国道５８号	西之表市東町　東町交差点 （県道西之表南種子線との交差点）	～	南種子町島間　【島間港】	県

進出ルート ⑩奄美群島太平洋沖

路線名	区間		道路管理者
国道３号	熊本県境（熊本県水俣市）	～ 薩摩川内市水引町　港入口交差点 （県道京泊草道線との交差点）	鹿児島国道事務所
	鹿児島北IC	～ 鹿児島市照国町　照国神社前交差点 （R10,R225との交差点）	鹿児島国道事務所
	鹿児島IC	～ 建部IC	鹿児島国道事務所
国道２２５号	鹿児島市東郡元町　紫原団地入口交差点 （県道鹿児島加世田線との交差点）	～ 照国神社前交差点 （R3,R10交差点）	鹿児島国道事務所
（主）指宿鹿児島インター線 〔指宿スカイライン〕	鹿児島IC	～ 立迫橋 （山田IC近く）	道路公社
	立迫橋（山田IC近く）	～ 谷山IC	県
（主）鹿児島加世田線	鹿児島市東谷山　希望ヶ団地入口交差点 （市道小松原山田線との交差点）	～ 谷山IC	県
	鹿児島市郡元３丁目　郡元電停交差点 （市道唐湊線との交差点）	～ 鹿児島市東郡元町　紫原団地入口交差点 （R225との交差点）	県
（主）鹿児島東市来線	建部IC	～ 鹿児島市上之園町　中洲電停交差点 （市道唐湊線との交差点）	県
（一）鹿児島港城南線	鹿児島市城南町　鹿児島港	～ 鹿児島市城南町　城南町交差点	県
（一）鹿児島港下荒田線	鹿児島市下荒田４丁目　騎射場交差点 （県道鹿児島加世田線との交差点）	鹿児島市鴨池新町　県警本部前交差点	県
（一）玉取迫鹿児島港線	谷山IC	～ 鹿児島市南栄６丁目　運輸支局入口交差点 （市道谷山港１号線との交差点）	県
（市）谷山港１号線	鹿児島市南栄６丁目　運輸支局入口交差点 （県道玉取迫鹿児島港線との交差点）	～ 【鹿児島港谷山二区】 （港）臨港道路谷山二区東ふ頭線　交差点	鹿児島市
（市）小松原山田線	鹿児島市東谷山　希望ヶ団地入口交差点 （県道鹿児島加世田線との交差点）	～ 鹿児島市東開町　南警察署前交差点 （県道郡元鹿児島港線との交差点）	鹿児島市
（市）東開９号線	鹿児島市東開町（県道郡元鹿児島港線（産業道路）　南警察署前交差点）	～ 鹿児島市東開町（市道東開２０号線　東開市場前交差点）	鹿児島市
（市）東開２０号線	鹿児島市東開町（市道東開９号線　東開市場前交差点）	～ 【鹿児島市中央卸売市場青果市場】	鹿児島市
（市）唐湊線	鹿児島市上之園町　中洲電停交差点 （県道鹿児島東市来線との交差点）	～ 鹿児島市郡元３丁目　郡元電停交差点 （県道鹿児島加世田線との交差点）	鹿児島市

被災地内ルート ⑩奄美群島太平洋沖

路線名	区間		道路管理者
国道５８号	奄美市笠利町大字里 （県道佐仁赤木名線との交差点）	～ 瀬戸内町古仁屋松江 （県道名瀬瀬戸内線との交差点）	県
（主）名瀬瀬戸内線	奄美市名瀬永田町　永田橋交差点 （R58との交差点）	～ 瀬戸内町古仁屋松江 （R58との交差点）	県
（主）竜郷奄美空港線	龍郷町赤尾木 （R58との交差点）	～ 奄美市笠利町大字万屋 （県道佐仁万屋赤木名線との交差点）	県
（主）湯湾新村線	宇検村湯湾 （県道名瀬瀬戸内との交差点）	～ 住用村大字役勝 （R58との交差点）	県
（一）佐仁万屋赤木名線	奄美市笠利町大字里 （R58との交差点）	～ 奄美市笠利町大字万屋 （県道竜郷奄美空港線との交差点）	県

5.4 道路啓開詳細タイムライン

	目標時間		危機管理防災局 県警察	道路管理者 （県道路維持課・港湾空港課）	道路管理者 （県地域振興局）	道路管理者 （国・NEXCO・道路公社・市町村）	災害協定締結機関 【建設業協会（舗装協会）】 【測量設計業協会】 【レッカー団体】	電気・通信事業者 【電気事業者】 【通信事業者】	自衛隊 【陸上自衛隊】 【海上自衛隊】 【航空自衛隊】
連絡体制の確立	発災から1時間	発　災 連絡体制の確立	【警察】 ①関係機関との通信手段の確保	①対応班の構築（安否確認・参集） ②対応体制の把握（地域振興局） ③関係機関との通信手段の確保	①対応班の構築（安否確認・参集） ②対応体制の報告（道路維持課） ③関係機関との通信手段の確保	【全機関】 ①対応班の構築（安否確認・参集） 【全機関】 ②関係機関との通信手段の確保	【建設業協会（舗装協会）】 ①関係機関との通信手段の確保 【測量設計業協会】 ①関係機関との通信手段の確保 【レッカー団体】 ①関係機関との通信手段の確保	【電気・通信事業者】 ①関係機関との通信手段の確保	【陸・海・空自衛隊】 ①関係機関との通信手段の確保
道路被害状況調査の実施	発災から3時間	緊急点検，道路啓開調査の実施 道路管理者による通行禁止等 進捗状況等，情報伝達・共有しつつ順次啓開	【危機管理防災局】 被害状況の集約 【危機管理防災局】 被害状況の共有 【警察】 ①道路被害状況の共有	①地震・津波情報の収集 ②道路被害状況の集約 ③道路被害状況の共有 ④通行不能箇所の把握 ⑤孤立集落の報告 （九州地方整備局へ報告）	①地震・津波情報の収集 ②道路被害状況調査（パトロール）の開始 ③道路被害状況の収集・整理 ④道路被害状況の共有 ⑤通行不能箇所の把握 ⑥孤立集落の報告	【全機関】 ①地震・津波情報の収集 【全機関】 ②道路被害状況調査（パトロール）の開始 【全機関】 ③道路被害状況の収集・整理 【全機関】 ④道路被害状況の共有 【全機関】 ⑤通行不能箇所の把握 【市町村】 ⑥孤立集落の報告	【建設業協会（舗装協会）】 ①道路被害状況調査（パトロール）の開始 【県測量設計業協会】 ①道路被害状況調査（パトロール）の開始 【建設業協会（舗装協会）】 ②道路被害状況調査結果の報告 【県測量設計業協会】 ②道路被害状況調査結果の報告	【電気・通信事業者】 ①ケーブル，電柱被害状況調査の開始	【陸・海・空自衛隊】 ①道路被害状況の共有
道路啓開に向けた手続き	発災から6時間		【危機管理防災局】 災対法による区間指定・迂回路設定の通知・周知 【警察】 ①緊急交通路指定の検討	①道路啓開の必要性判断 ②道路啓開ルートの決定 ③災対法による区間指定・迂回路設定・通知・周知	①道路啓開の必要性判断 ②道路啓開ルートの決定 ③災対法による区間指定・迂回路設定・通知・周知	【全機関】 ①道路啓開の必要性判断 【全機関】 ②道路啓開ルートの決定 【全機関】 ③災対法による区間指定・迂回路設定・通知・周知			
啓開体制の確立	発災から12時間	広域移動・進出・被災地内ルートの通行可否情報集約整理，　迂回路設定	【危機管理防災局】 〇燃料供給が可能な拠点の把握・情報提供 【警察】①緊急交通路指定の決定	①出動体制構築の協力要請 ②啓開体制の構築・把握（人員・資機材等） ③燃料供給が可能な拠点の把握・情報提供 ④啓開方針の決定	①出動体制構築の協力要請 ②啓開体制の構築・把握（人員・資機材等） ③燃料供給が可能な拠点の把握・情報提供 ④啓開方針の決定	【全機関】 ①出動体制構築の協力要請 【全機関】 ②啓開体制の構築・把握（人員・資機材等） 【全機関】 ③燃料供給が可能な拠点の把握・情報提供 【全機関】 ④啓開方針の決定	【建設業協会（舗装協会）】 ①出動体制の構築 【レッカー団体】 ①出動体制の構築 【建設業協会（舗装協会）】 ②出動体制の報告 【レッカー団体】 ②出動体制の報告 【建設業協会（舗装協会）】 ③燃料供給が可能な拠点の把握 【レッカー団体】 ③燃料供給が可能な拠点の把握	【電気・通信事業者】 ①出動体制の構築 【電気・通信事業者】 ②出動体制の報告 【電気・通信事業者】 ③燃料供給が可能な拠点の把握	【陸上自衛隊】 ①出動体制の構築 【陸上自衛隊】 ②出動体制の報告 【陸上自衛隊】 ③燃料供給が可能な拠点の把握

5.4 道路啓開詳細タイムライン

	目標時間		危機管理防災局 県警察	道路管理者 （県道路維持課・港湾空港課）	道路管理者 （県地域振興局）	道路管理者 （国・NEXCO・道路公社・市町村）	災害協定締結機関 【建設業協会（舗装協会）】 【測量設計業協会】 【レッカー団体】	電気・通信事業者 【電気事業者】 【通信事業者】	自衛隊 【陸上自衛隊】 【海上自衛隊】 【航空自衛隊】
啓開作業の実施	発災から24時間	広域移動・進出ルートの啓開概ね完了 緊急交通路指定(警)	【危機管理防災局】 〇道路被害状況の集約 【警察】 ①緊急交通路指定・周知 【警察】 ②啓開作業進捗の共有	①啓開作業開始の共有 （協議会，整備局，庁内） ②啓開作業の進捗管理 ③啓開作業進捗の共有 （協議会，整備局，庁内）	①広域移動ルート及び進出ルートの啓開作業開始の協力要請 《優先順位》 1 広域移動ルート 2 進出ルート ②啓開作業の進捗管理 ③啓開作業進捗の共有	【全機関】 ①広域移動ルート及び進出ルートの啓開作業開始の協力要請 《優先順位》 1 広域移動ルート 2 進出ルート 【全機関】 ②啓開作業の進捗管理 【全機関】 ③啓開作業進捗の共有	【建設業協会（舗装協会）】 ①啓開作業の実施 【レッカー団体】 ①放置車両の移動 【建設業協会（舗装協会）】 ②啓開作業の進捗報告 【レッカー団体】 ②放置車両の移動の進捗報告	【電気・通信事業者】 ①ケーブルの撤去，電柱の移動 【電気・通信事業者】 ②通電・通信の有無確認と処理	【陸上自衛隊】 ①啓開作業の実施 【陸上自衛隊】 ②啓開作業の進捗報告
			24時間以内に広域移動ルート及び進出ルートの概ねの道路啓開完了						
	発災から72時間	以降必要に応じて指定 被害が甚大な被災地内ルートの啓開概ね完了 必要に応じ，代替ルートを啓開	【危機管理防災局】 〇道路被害状況の集約 【警察署】 ①啓開作業進捗の共有	①啓開作業開始の共有 （協議会，整備局，庁内） ②啓開作業の進捗管理 ③啓開作業進捗の共有 （協議会，整備局，庁内）	①被災地内ルートの啓開作業開始の協力要請 ②啓開作業の進捗管理 ③啓開作業進捗の共有	【全機関】 ①被災地内ルートの啓開作業開始の協力要請 【全機関】 ②啓開作業の進捗管理 【全機関】 ③啓開作業進捗の共有	【建設業協会（舗装協会）】 ①啓開作業の実施 【レッカー団体】 ①放置車両の移動 【建設業協会（舗装協会）】 ②啓開作業の進捗報告 【レッカー団体】 ②放置車両の移動の進捗報告	【電気・通信事業者】 ①ケーブルの撤去、電柱の移動，通電・通信の有無確認と処理	【陸上自衛隊】 ①啓開作業の実施 【陸上自衛隊】 ①啓開作業の実施
			72時間以内に被災地内ルートの概ねの道路啓開完了						

5.5 被害想定及び道路啓開ルート設定の考え方

想定地震		① 鹿児島湾直下 県都の早期復旧が必要（鹿児島市：震度７），想定被害が広域かつ甚大	② 県西部直下 県西部の早期復旧（いちき串木野市：震度７）	⑦ 南海トラフ（陸側） 地震発生のリスクが逼迫。被害地域が全国的に広く，想定被害が最大	⑧ 種子島東方沖 想定被害が南海トラフに匹敵。県本土，種子・屋久地域を広くカバー	⑩ 奄美群島太平洋沖（北部） 奄美群島中心地域の早期復旧
震度分布		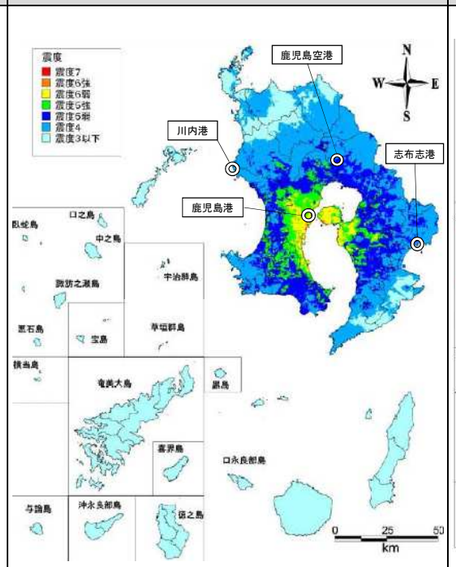	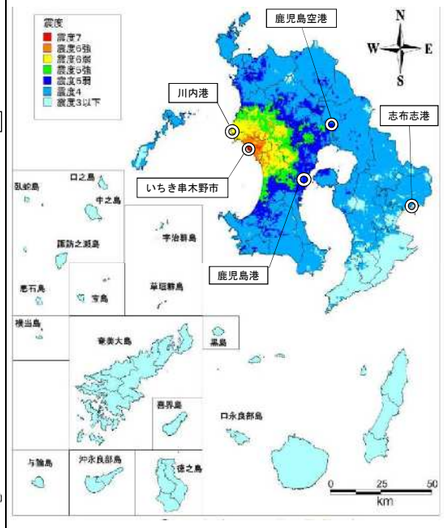	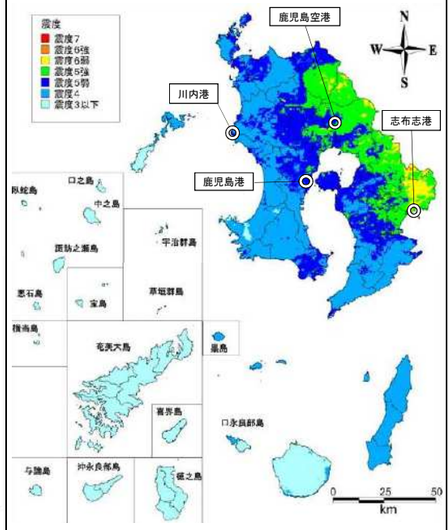	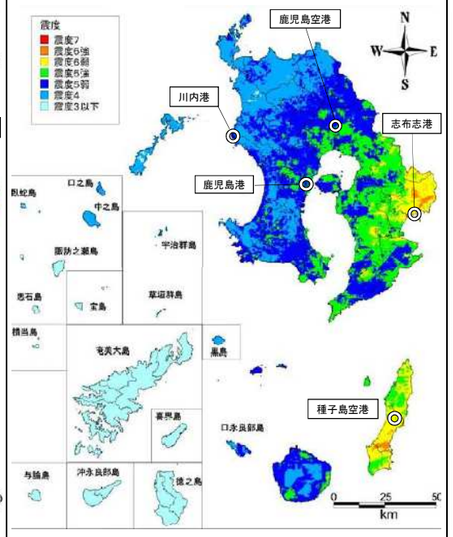	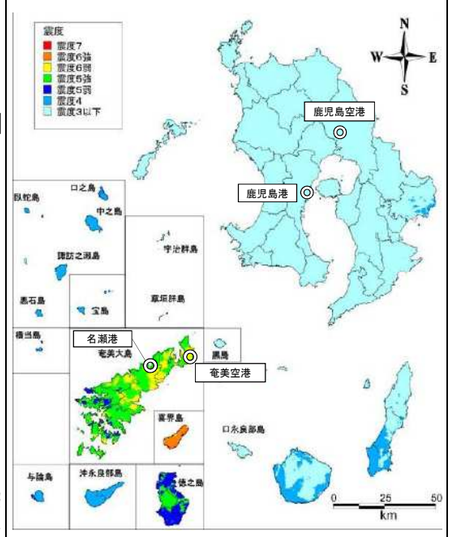
想定被害	被災地域（震度６弱以上）	【震度７】　鹿児島市 【震度６強】垂水市 【震度６弱】日置市，南九州市，姶良市 鹿屋市	【震度７】　いちき串木野市 【震度６強】鹿児島市，日置市 薩摩川内市（本土） 【震度６弱】南さつま市，姶良市	【震度７】　－ 【震度６強】曽於市，志布志市 【震度６弱】さつま町，霧島市，伊佐市 姶良市，湧水町，大崎町	【震度７】　－ 【震度６強】曽於市，志布志市 西之表市，中種子町，南種子町 【震度６弱】鹿児島市，指宿市，南九州市 霧島市，鹿屋市，垂水市，大崎町 東串良町，錦江町，南大隅町 肝付町，屋久島町	【震度７】　喜界町 【震度６強】奄美市 【震度６弱】大和村，宇検村，瀬戸内町 龍郷町，天城町
	建物全壊・焼失（棟）	12,100	13,600	14,900	14,100	3,800
	道路施設被害（箇所）	390	250	450	640	120
	孤立可能性集落数	3	3	38	26	42
	被害額（億円）	13,200	9,100	14,600	14,300	4,100
啓開ルート設定の考え方	進出ルート	・緊急輸送道路ＮＷの第一次輸送路及び九州道路啓開計画の広域移動ルートを対象に，県都鹿児島市をはじめとする鹿児島湾岸の被災地に到達するルートを設定	・緊急輸送道路ＮＷの第一次輸送路及び九州道路啓開計画の広域移動ルートを対象に，いちき串木野市をはじめとする県西部の被災地に到達するルートを設定	・緊急輸送道路ＮＷの第一次輸送路及び九州道路啓開計画の広域移動ルートを対象に，志布志湾岸の被災地に到達するルートを設定	・緊急輸送道路ＮＷの第一次輸送路及び九州道路啓開計画の広域移動ルートを対象に，志布志湾岸，種子島全域の被災地に到達するルートを設定 ・県本土から種子島への応援部隊進出のため，鹿児島空港，鹿児島港からの空路・航路との接続を考慮する	・緊急輸送道路ＮＷの第一次輸送路及び九州道路啓開計画の広域移動ルートを対象に，県本土から奄美大島への応援部隊進出のため，鹿児島空港，鹿児島港からの空路・航路との接続を考慮したルートを設定（※想定では県本土は震度３以下）
	被災地ルート	・緊急輸送道路ＮＷ及び九州道路啓開計画を対象に，鹿児島湾岸の被災地内のルートを設定	・緊急輸送道路ＮＷ及び九州道路啓開計画を　対象に，県西部の被災地内のルートを設定	・緊急輸送道路ＮＷ及び九州道路啓開計画を　対象に，志布志湾岸の被災地内のルートを設定	・緊急輸送道路ＮＷ及び九州道路啓開計画を　対象に，志布志湾岸，種子島全域の被災地内のルートを設定	・緊急輸送道路ＮＷ及び九州道路啓開計画を対象に奄美大島本島全域の被災地内のルートを設定
	その他啓開ルート	上記以外のルート	上記以外のルート	上記以外のルート	上記以外のルート	上記以外のルート

災害対策基本法に基づく
車両等の移動に関する運用の手引き

令和５年１２月
鹿児島県土木部

目 次

１　改正災害対策基本法の趣旨及び主な内容について　・・・　Ｐ１

２　災害対策基本法に基づく車両等の移動に関する事務処理について　・・・　Ｐ５

災害対策基本法に基づく車両等の移動 事務処理フロー図　・・・　Ｐ６

災害対策基本法に基づく車両等の移動 事務処理フロー図（損失補償）　・・・　Ｐ７

(1)　緊急通行車両の通行妨害となる車両等の情報収集　・・・　Ｐ８

(2)　道路啓開の必要性判断及び道路啓開区間の指定　・・・　Ｐ８

(3)　市町村への啓開指示　・・・　Ｐ９

(4)　国土交通大臣からの啓開指示　・・・　Ｐ９

(5)　県公安委員会からの道路啓開区間指定の要請　・・・　Ｐ９

(6)　指定道路区間の周知　・・・　Ｐ９

(7)　車両等の移動命令　・・・　P10

(8)　道路管理者による車両等の移動　・・・　P10

(9)　車両等の移動のために必要な土地の一時使用　・・・　P13

(10)　移動命令の伝達や車両の移動等を道路管理者の名義において行うことについて　・・・　P13

(11)　地域管轄の警察署長への情報提供　・・・　P13

(12)　損失補償　・・・　P13

(13)　国への支援要請および市町村からの支援要請　・・・　P15

別記様式　・・・　P16

資料　・・・　P23

１　改正災害対策基本法の趣旨及び主な内容について

(1)　改正法の趣旨

巨大地震等の大規模災害発生時には，道路の被災等により深刻な交通渋滞や大量の放置車両の発生が懸念されること，また，大雪時にも車両の通行が困難となることにより，立ち往生車両や放置車両が発生する可能性も懸念される。

このような状況下においては，立ち往生車両や放置車両によって，緊急通行車両の通行のための最低限の通行空間すら確保されず災害応急対策の実施に著しい支障が生じる恐れがあることから，道路管理者に対して，緊急通行車両の通行の妨害となっている車両その他の物件の移動等に関する権限を付与することとしたものである。

ここでいう「その他の物件」とは，車両から落下した積載物などを主に想定しているが，車両とともに緊急通行車両の通行の妨害となっているものは今回の措置の対象となり得るものである。

(2)　改正法の主な内容

①　道路区間の指定及び車両等の占有者等への移動命令について

○　道路管理者は，発災時に，立ち往生車両や放置車両が緊急行車両の通行を妨害し，災害対応対策に著しい支障が生じるときは，管理する道路について区間を指定し，車両等の占有者等に対し，車両等の移動命令ができる。

○　区間を指定しようとする場合，あらかじめ，県公安委員会へ通知が必要。

②　指定道路区間の周知について

○　道路管理者は，道路の区間を指定したときは，直ちに指定道路区間を区間内に在る者に周知する。

③　道路管理者が自ら行う車両等の移動について

○　道路管理者は，以下の場合に自ら車両等の移動が可能。

- 命ぜられた車両の占有者等が，当該処置をとらない場合
- 命令の相手方が現場にいないため命ずることができない場合
- 道路の状況などにより車両等の占有者等に必要な措置をとらせることができないと認めて命令をしないこととした場合

○　やむを得ない限度で，車両その他の物件を破損することが可能。

④　車両等の移動のために必要な土地の一時使用について

○　道路管理者は車両等の移動のため，やむを得ないときは，必要な限度で他人の土地を一時使用し，又は竹木その他の障害物を処分できる。

⑤　県公安委員会からの要請について

○　県公安委員会は道路管理者に対し，災害対策基本法に基づく道路啓開（以下「道路啓開」という。）を行うよう要請が可能。

⑥　国土交通大臣又は県知事からの指示について

○　国土交通大臣は，県管理道路及び市町村管理道路に関し，県知事は市町村管理道路に関し，道路管理者に対して道路啓開を行うよう指示が可能。

⑦　損失補償について

○　道路管理者は，車両等の移動や土地の一時使用等において，通常生ずべき損失を補償しなければならない。

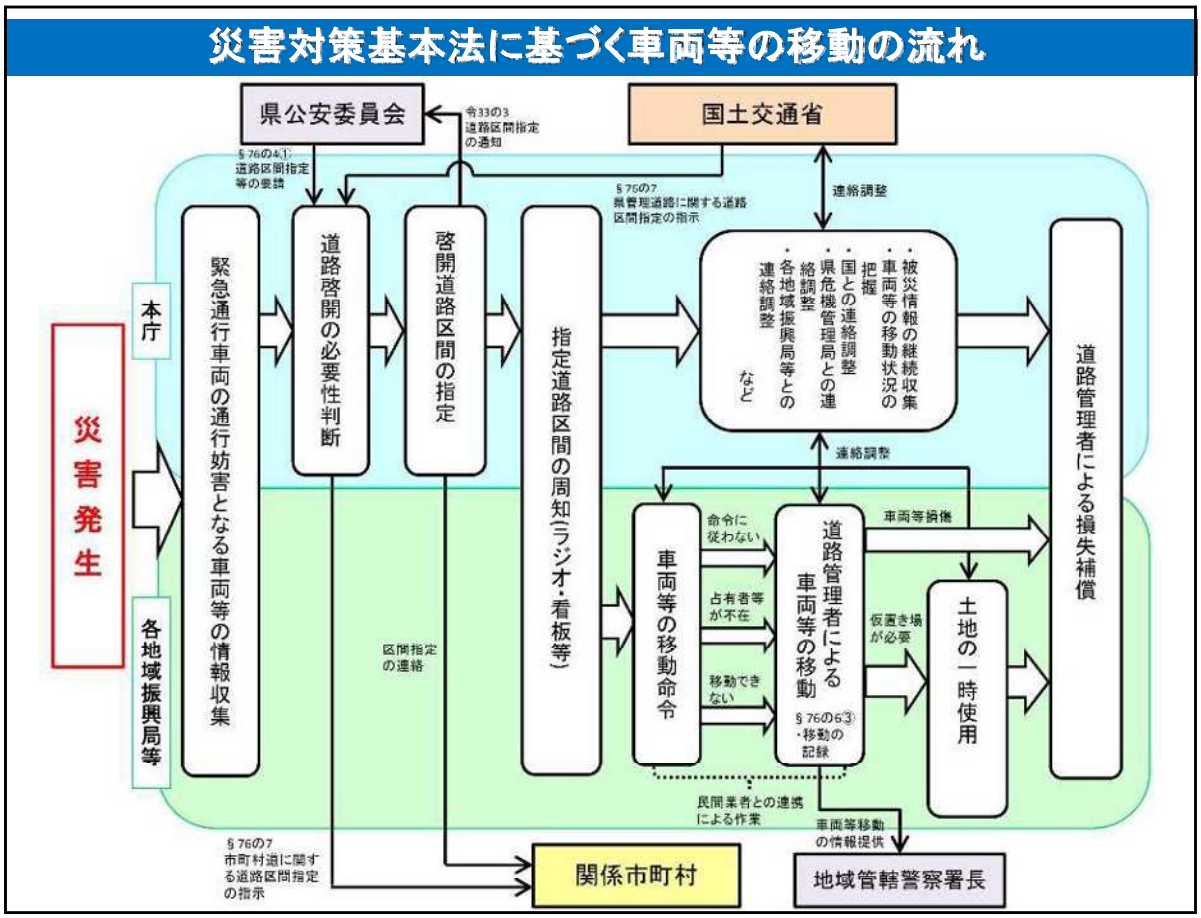

２　災害対策基本法に基づく車両等の移動に関する事務処理について

災害対策基本法に基づく車両等の移動　事務処理フロー図

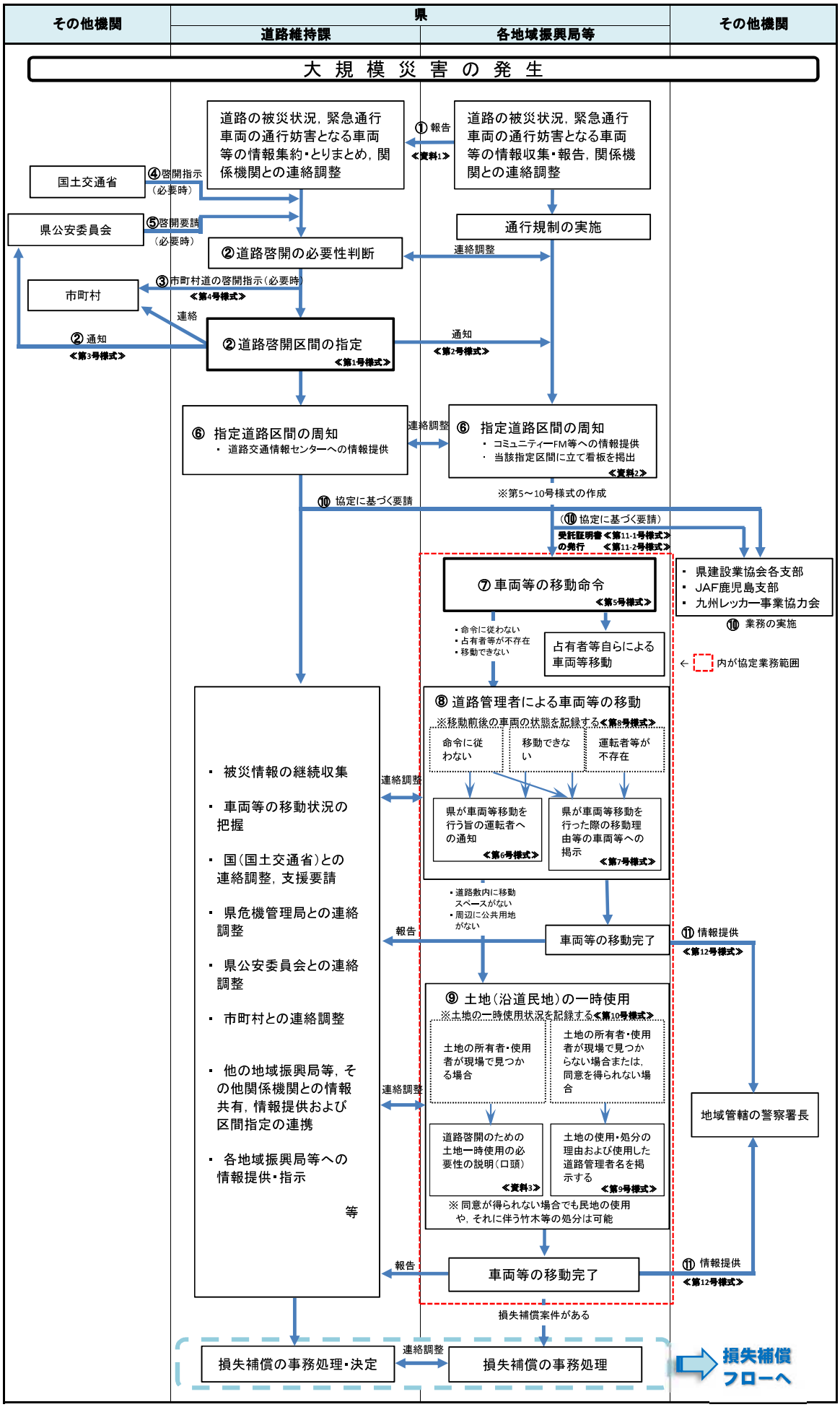

災害対策基本法に基づく車両等の移動　事務処理フロー図（損失補償）

○車両破損に係る補償

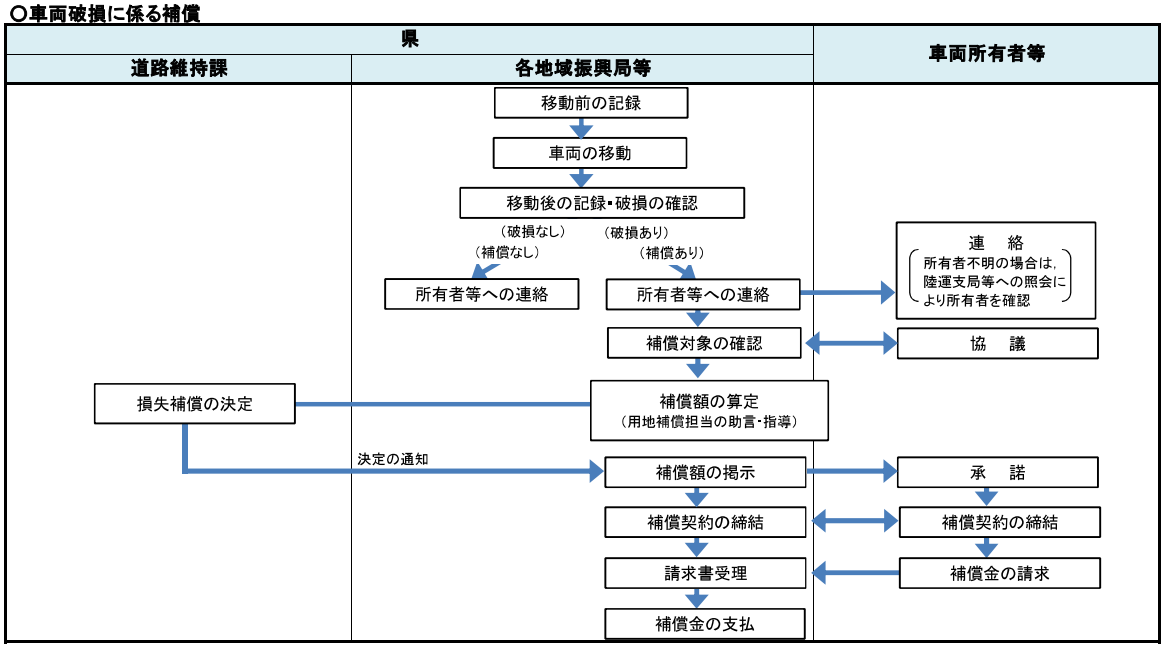

○土地の一時使用に係る補償

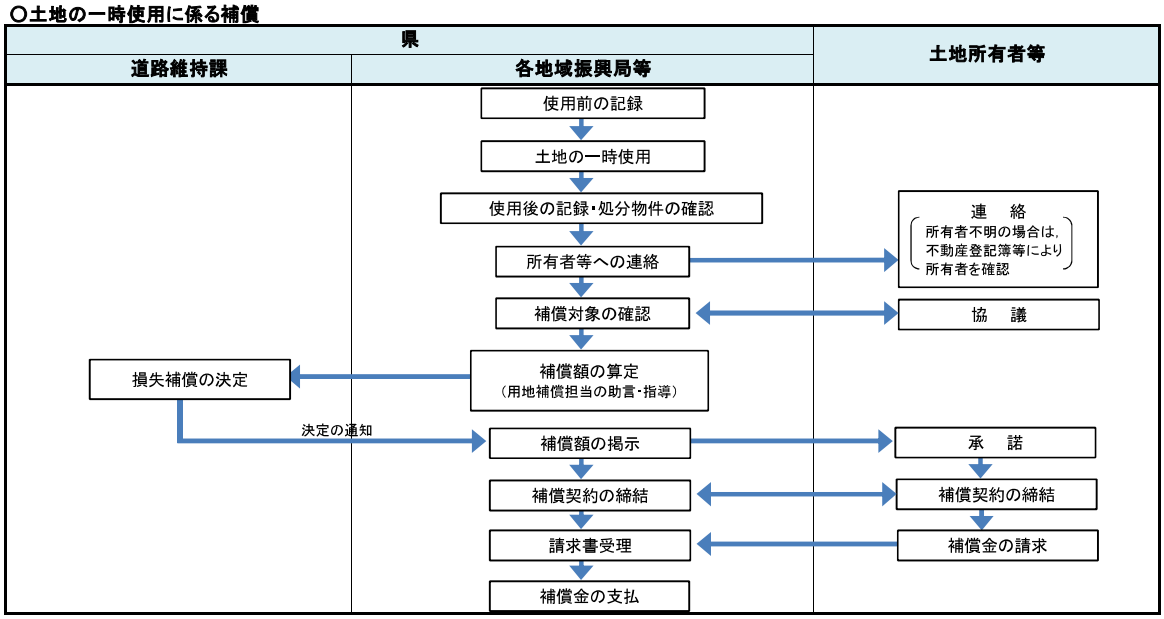

○竹木その他障害物の処分に係る補償

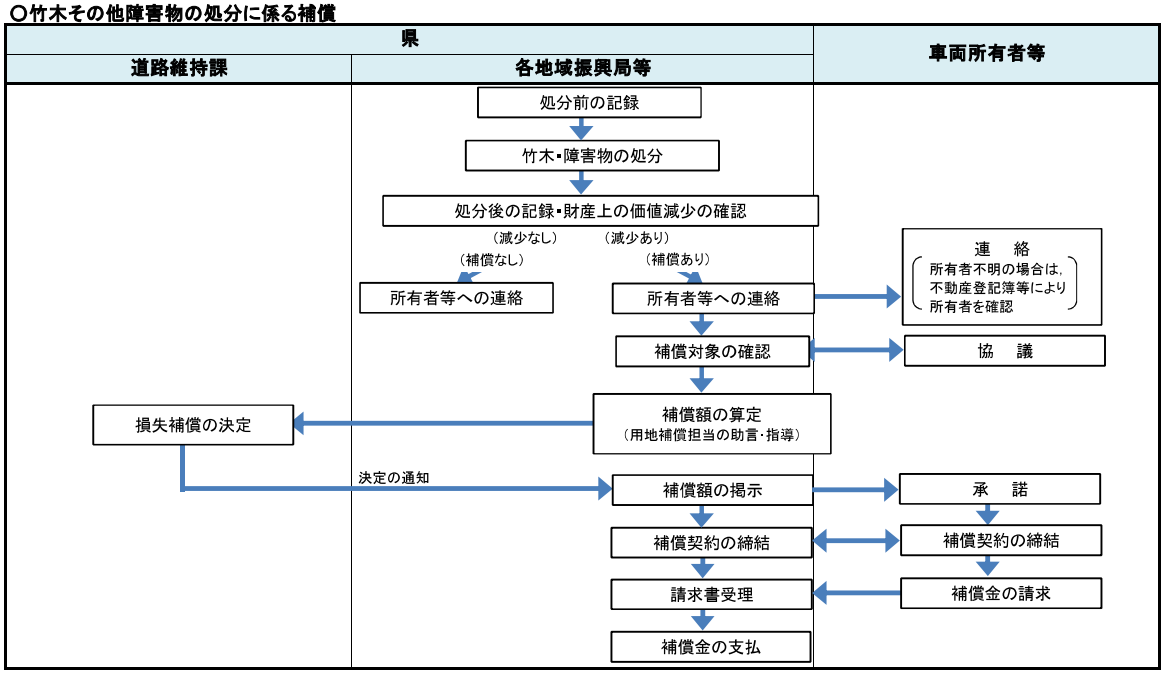

(1)　緊急通行車両の通行妨害となる車両等の情報収集

≪各地域振興局等→道路維持課　フロー図①≫

○　大規模災害の発生時に，県管理道路及び県管理道路に接続する他管理者道路において，立ち往生車両や放置車両等により，緊急通行車両の通行が妨害され，災害応急対策に著しい支障が生じた場合は，各地域振興局，支所，各市駐在，各支庁及び各事務所（以下「各地域振興局等」という。）は，緊急通行車両の通行妨害となる車両等の情報収集を行い，速やかに道路維持課へ報告しなければならない。

・　報告すべき内容は，県管理道路の被災状況に加え，啓開を必要とする区間（起点及び終点），延長，被災状況，緊急通行車両の通行妨害となる車両数（概数）等とする。
【報告様式：資料１】

・　書面による報告を原則とするが，これにより難い場合は，適宜，報告可能な手段で報告する。

(2)　道路啓開の必要性判断及び道路啓開区間の指定

≪道路維持課　フロー図②≫

○　県管理道路において車両の通行が停止し，又は著しく停滞し，車両その他の物件が緊急通行車両の通行の妨害となることにより災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあり，かつ，緊急の必要があると認めるときは，災害対策基本法に基づく車両等の移動を行うため，同法によりその区間を指定することができる。
【区間の指定：別記第１号様式】【各地域振興局等への通知：別記第２号様式】

・　指定のための基本要件は，「立ち往生車両や放置車両によって，緊急通行車両が通行する最低限の空間が確保されておらず，被災現場までの通行ルートを確保する必要がある場合」である。

・　路線区間における指定のほか，大規模災害時においては，被災情報の把握が困難であることから，想定される被災状況等をもとに幅広く区間を指定する場合や，区域で指定する場合もある。

・　被災情報については，各地域振興局等からの報告によるもののほか，道路利用者からの連絡，他自治体や自衛隊，消防等の関係機関からの情報も考慮する。

・　災害発生時には，迅速な道路啓開が必要であることから，各地域振興局等から十分な被災情報が収集できない場合でも，報道等の情報を総合的に判断し，指定を行うことができる。

・　災害が発生している箇所は，必要に応じて道路法第４６条による通行止めの手続をとり，車両等の移動を行うものとする。

○　道路啓開区間を指定しようとするときは，県公安委員会に指定しようとする道路の区間及びその理由を通知する。【公安委への通知：別記第３号様式】

・　通知は，原則として文書により行う。やむを得ない場合には口頭で行い，事後，速やかに文書を送付する。

(3)　市町村への啓開指示

≪道路維持課→市町村　フロー図③≫

○　緊急通行車両の通行確保のため，市町村管理道路の道路啓開を行う必要がある場合には，対象市町村に対し，道路啓開を行うよう指示する。【市町村への啓開指示：別記第４号様式】

・　市町村道の道路啓開を指示する場合とは，県管理道路が被災しており，緊急通行車両の通行ルートを確保するために，市町村管理道路を迂回させる必要がある場合である。

・　指示は，原則として文書により通知する。やむを得ない場合には口頭で行い，事後，速やかに文書を送付する。

(4)　国土交通大臣からの啓開指示

≪国土交通省→道路維持課　フロー図④≫

○　国直轄道路における緊急通行車両の通行確保のため，県管理道路の道路啓開を行う必要がある場合には，県に対し，道路啓開を行うよう指示することができる。

・　指示があった場合は，指示内容に従って，各地域振興局等と調整の上，道路啓開を行う。

(5)　県公安委員会からの道路啓開区間指定の要請

≪県公安委員会→道路維持課　フロー図⑤≫

○　県公安委員会が緊急交通路の指定を行うために，道路管理者に対し，道路啓開を要請することができる。

・　要請があった場合は，要請内容を勘案し，各地域振興局等と調整の上，道路啓開を行う。

(6)　指定道路区間の周知

≪道路維持課及び各地域振興局等　フロー図⑥≫

○　道路区間の指定をしたときは，直ちに，当該指定をした道路の区間内に在る者に対し，当該指定道路区間を周知させる措置をとる。【周知方法の例：資料２】

・　周知方法は以下を基本とする。
　→ 日本道路交通情報センター（ラジオ等）による情報提供
　→ 当該指定区間（現地）に立て看板を掲出

・　必ずしも当該指定区間内の道路利用者全てに確実に周知することは必要とされていないが，周知の行き届かなかった者に対しては，移動命令等を行う際に当該道路が指定されている旨の説明を行う。

・　立て看板は，指定道路区間の起終点に設置するほか，移動車両等の多い箇所等，適宜設置するものとし，道路啓開作業と併せて設置する。

(7)　車両等の移動命令

≪各地域振興局等　フロー図⑦≫

○　道路啓開作業の支障となる車両等の占有者等に対して，各地域振興局等の職員等は，災害対策基本法に基づく措置であることを説明した上で，車両等の移動先を指示し，移動させるものとする。

・　命令は，書面の提示により命令することのほか，口頭での命令も可能であり，現場の状況に応じて適宜判断する。【運転者への車両移動命令：別記第５号様式】

・　具体的な車両等の占有者等に対する命令の内容としては，車両その他の物件について，緊急通行車両の通行を確保するため，
　→ 道路の左側や歩道への移動
　→ 車間を詰めること。（空いたスペースへの車両の移動）
　→ 沿道の空地，駐車場への移動
　→ 車両から落下した積載物の車両への再積載
等を想定しているが，現場の状況に応じて適宜判断する。

・　移動命令を行う際は，災害対策基本法の権限を行使することとなるため，県職員の身分証明書及び県腕章を携行して対応する。

・　数多くの占有者等に同時に命令を伝える必要がある場合には，拡声器等で占有者等に同時に聞こえるようにするとともに，避難所を設けて呼びかける等の工夫を行うこととする。

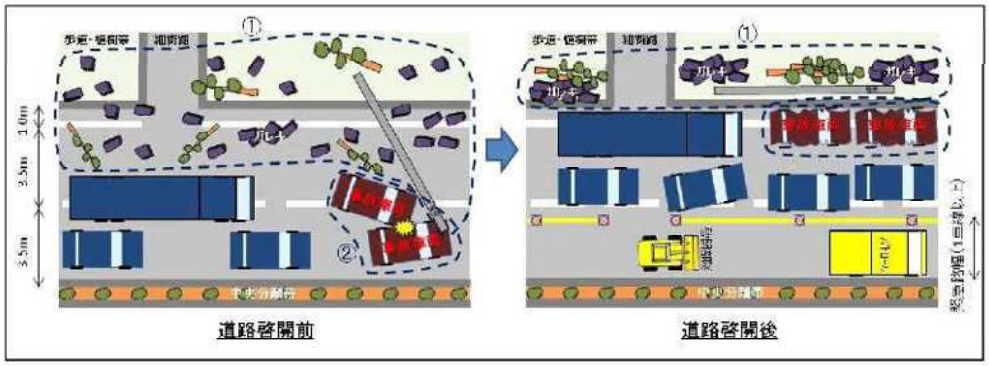

図：地震時の車両移動イメージ

(8)　道路管理者による車両等の移動

≪各地域振興局等　フロー図⑧≫

○　以下の３つのケースに該当する場合は，道路管理者自らが車両等の移動を行うことができる。

① 「車両等の移動命令に対して，速やかに車両等の移動を行わない場合」

・ 占有者等は，車両等又はその近傍におり，命令は受けることができるが，本人の意思等により当該車両等の移動に応じない場合のほか，移動に応じる意思はあっても，タイヤのパンクや燃料切れ等により直ちには移動に応じられない場合等。

・ 繰り返し，移動命令等を伝えても移動を行わない，もしくは直ちに移動を行うことができない場合は，法第７６条の６に基づき，道路管理者による車両等の移動を行う旨を占有者等に通知するとともに，車両等への移動理由の掲示等，所定の手続行い移動を行うものとする。その際の通知の方法については，書面によることが望ましいが，時間がないときには口頭によるもののみでも差し支えない。

② 「占有者等が不在で，占有者等による車両等の移動ができない場合」

・ 占有者等が何らかの事情により，車両等から離れており，運転者等によって車両等の移動ができない場合等が考えられる。占有者等が近傍にいる可能性もあるため，拡声器等で呼びかけを継続するが，車両等への移動理由の掲示等，所定の手続を行い移動を行うものとする。

③ 「前後に車両等が近接しており，占有者等が自らの運転で車両等の移動ができない場合，事故等により運転ができない状態の場合等，道路管理者による移動がやむを得ない場合」

・ 車両等が連坦し，幅員方向にも車両等の待避の余地がない等，占有者等が車両等にいても移動ができない場合等が考えられる。その場合は，法第７６条の６に基づき，道路管理者による車両の移動を行う旨を占有者等に通知するとともに，車両への移動理由の掲示等，所定の手続を行い移動を行うものとする。

※ 車両等の移動を行う際の通知について

①のケースで，占有者等が，車両等の移動命令に従わない等により，道路管理者自らが車両等の移動を行う場合において，占有者等に車両等の移動を行う旨を文書にて通知を行う。【車両等の移動を行う際の運転者等への通知：別記第６号様式】

※ 車両等を移動した際の掲示について

占有者等が現場付近にいないことを確認した上で，車両等の移動に当たっては，移動した車両等に移動理由，移動した道路管理者名（連絡先含む。）を掲示するものとする。

なお，一定距離以上（原則として５０メートル以上）車両等を移動させた場合又は道路外へ移動した場合は，道路の縁石や防護柵，視線誘導標等にも掲示するものとする。【車両等を移動した際の車両等への掲示：別記第７号様式】

○ 車両等の移動の際には，現場の判断でやむを得ない限度で車両等を破損させることができる。

・ 「やむを得ない限度での破損」とは，様々な破損がある中で，災害時の状況に応じて判断されるべきものであり，車両等の移動に複数の方法がとり得る場合に，緊急通行車両の通行を確保する緊急性を考慮しつつ，最も破損の度合いが低い方法を選択した結果生ずる破損である。

・　破損の形態としては，ロックやサイドブレーキを外すために窓ガラスを破壊，重機で車両等を持ち上げる際の擦り傷や凹み，駆動系や制御系の損傷，段積みによる破損等が想定される。
　なお，窓ガラスを破損した場合等，降雨により車内設備が劣化することも想定されるが，道路啓開作業後に破損箇所をシート等の簡便な方法でふさぐ等，可能な範囲で損傷が拡大しないような措置も必要である。

○　車両等の移動時には，以下のトラブル対応等に留意する。

・　車両等の移動方法について，重大な損傷を伴う場合や，判断に迷う場合には，適宜，各地域振興局等で検討・調整の上，実施するものとする。

・　占有者等による不法行為等を認知した場合には，警察に通報するとともに，所属へ応援等を要請するものとする。

・　レッカー車やホイールローダによる移動の際には，ガソリン漏れ等に十分留意し，危険のないように行うものとする。
　また，トラック等を移動する際には，積み荷の種類を可能な限り確認し，危険物等が積載されている場合等，積み荷の種類及び状況に応じて，注意して移動を行うものとする。

・　ハイブリッド車，電気自動車等を移動する際には，感電等に注意して移動を行うものとする。

○　移動の前後の状態を記録する。【車両等を移動した際の記録：別記第８号様式】

・　道路管理者が自ら車両等を移動する場合には，移動の前後の状態を写真等により記録するものとする。その際，移動が必要な車両等が多数存在し，記録に時間を要し作業に支障を及ぼす場合等は，重機のキャビンに取り付けたビデオ等で車両移動作業等を記録する等，効率的な方法にて行うものとする。

例：ドライブレコーダによる記録

(9)　車両等の移動のために必要な土地の一時使用

≪各地域振興局等　フロー図⑨≫

○　車両等の移動において，道路敷地内に移動スペースがない場合や周辺に公有地等がない場合，現場の判断で沿道の民地（駐車場，空き地，田畑等）を一時的に使用するものとする。

・　一時使用を行う場合は，各地域振興局等の職員等が，民地の所有者及び使用者が現場で容易に見つかる場合は，口頭により道路啓開のため使用する旨を説明することとなるが，所有者及び使用者が容易に見つからない場合，若しくは，同意が得られない場合には，同意を得なくても民地の使用やそれに伴う竹木等の処分が可能である。
　その場合には，土地の使用・処分の理由，使用した道路管理者（連絡先含む。）を掲示するものとする。【口頭説明の発言例：別添資料３】【土地一時使用の掲示：別記第９号様式】

・　民地使用に伴い竹木を処分する場合には，保存樹木等，価値のある樹木（植木）の場合もあることから，必要最小限の範囲で行うとともに，作業には十分注意するものとする。

・　民地の一時使用を行った場合は，事後に補償することも生じるため，一時使用場所の使用前後の写真や動画等により記録しておくものとする。
【土地一時使用の記録：別記第10号様式】

(10)　移動命令の伝達や車両等の移動を道路管理者の名義において行うことについて

≪道路維持課及び各地域振興局等　フロー図⑩≫

○　指定道路区間における車両等の占有者等への移動命令の伝達や，車両等の移動及び車両等の移動のために必要な土地の一時使用等については，道路管理者の名義と責任のもとに，各地位振興局等の職員のほか，協定による委託を受けた民間事業者が行うこととする。

・　各地域振興局等から委託を受けたことを示す「受託証明書」を発行することで民間事業者が単独で対応することが可能である。
【大規模災害時における応急対策に関する協定に基づく受託証明書：別記第11-1号様式，第11-2号様式】

・　民間事業者は，発行された受託証明書の複写を必ず現地に携行しなければならない。

(11)　地域管轄の警察署長への情報提供

≪各地域振興局等　フロー図⑪≫

○　車両等の移動を行った場合には，当該地域を管轄する警察署長に対して，記録した情報をできるだけ速やかに提供するものとする。【管轄警察署への情報提供：別記第12号様式】

(12)　損失補償

≪各地域振興局等及び道路維持課　損失補償フロー図≫

○　道路管理者による車両等の移動や，土地の一時使用などの措置により，通常生ずべき損失は補償しなければならない。

①　破損車両に係る補償額の算定について

＜算定基準＞

・　車両の破損前後の記録を踏まえた上で，交通事故損害額算定基準（(公財）日弁連交通事故相談センター）等に基づき補償額を算定するものとする。

なお，車両保険でカバーされる車両を破損した場合であっても，保険会社から請求がない限り，車両所有者に対して補償金を支払うことで差し支えない。

(ｱ)　全損車両の取扱い

・　車両が修理不能又は修理費が時価額を上回る，いわゆる全損となった場合には，原則として，破損直前の交換価格と破損車両の処分金額との差額（買替差額）を補償額とする。

・　破損車両が全損状態であるにもかかわらず，交換価格を超えて修理費額の補償を求められても破損車両の買替差額による補償額に範囲で認めるのが裁判例の傾向である。

・　交通事故損害額算定基準に裁判例が記されているので参考にする。

(ｲ)　部分破損車両の取扱い

・　車両を部分破損した場合には，原則として修理相当額を補償額とする。

・　ただし，修理が相当な場合であっても，修理を行った後も当該車両の価格低下が認められるときは評価損が認められるので，補償の対象とする。

・　交通事故損害額算定基準に裁判例が記されているので参考にする。

(ｳ)　代車・休車損害の取扱い

・　車両の修理又は買替えが必要となり，それにより車両が使用不能の期間に代替車両を使用した場合は，これに要した費用を補償するものとする。

・　破損車両が営業用車両である場合は，当該車両が使用不能となった間，当該車両を運行していれば得られたであろう逸失利益を補償することはできるが，代替車両が認められる場合は，原則としてこの休車補償は認めないものとする。

・　交通事故損傷額算定基準に裁判例が記されているので参考にする。

②　土地の一時使用に係る補償額の算定について

＜算定基準＞

・　土地の一時使用前後の記録を踏まえた上で，鹿児島県の「公共用地の取得に伴う損失補償基準」（昭和３９年２月１２日　告示１３０号）に基づき補償額を算定するものとする。

・　使用する土地に対しては，正常な地代又は借賃をもって補償するものとする。

③　竹木等の処分に係る補償額の算定について

・　竹木又は障害物を処分する場合は，当該処分と相当因果関係にある財産上の価値の減少を補償するものとする。

④　その他，補償に関する注意事項

・　破損車両，土地の一時使用又は竹木等の処分の記録を基に，不動産登記簿等を確認するなどして，これらの所有者等を明らかにし，車両の破損，土地の一時使用又は竹木等の処分後遅滞なく各所有者等への連絡を行うものとする。

　なお，放置車両の所有者等への連絡については，必要に応じて警察に協力を依頼するものとする。

・　所有者等への補償に関する説明は，本制度の趣旨や公益上の必要性も含め，丁寧にわかりやすく行うものとする。

・　補償額について所有者等と係争案件となった場合は，適正に処理をされるよう，弁護士，不動産鑑定士等の専門家や土木部監理課用地対策室及び各地域振興局等の用地担当部署の助言・協力を得ることとする。

⑤　補償金の支払事務

・　各地域振興局等は，上記①～④に基づく補償対象の確認及び補償額の算定結果を道路維持課へ報告し，道路維持課がこれに基づく損失補償の決定を行った後，各地域振興局等において支払事務を行うものとする。

(13)　国への支援要請および市町村からの支援要請

○　県は国に対し，道路啓開を要請することができ，市町村は県に対し，道路啓開を要請することができる。

　なお，要請により実施された車両等の移動に係る費用は原則として要請した道路管理者の負担となる。

【出典】

1）国土交通省ホームページ：道路啓開計画
https://www.mlit.go.jp/road/bosai/measures/index4.html

2）鹿児島県ホームページ：緊急輸送道路について
http://www.pref.kagoshima.jp/ah06/bosai/sonae/shisaku/kinkyuuyusoudouro.html

3）国土交通省九州地方整備局道路部ホームページ：九州道路啓開等協議会
https://www.qsr.mlit.go.jp/n-michi/shihon/dourokeikai.html

4）鹿児島県：鹿児島県地域防災計画（地震災害対策編），第１部　総則，pp.18-23，pp.33-35
https://www.pref.kagoshima.jp/aj01/chiikibousaikeikaku.html#zisinnsaigaitaisaku

5）前掲４）p.17

6）国土交通省ホームページ：東日本大震災の記録　－国土交通省の災害対応－
https://www.mlit.go.jp/saigai/kirokusyu.html

7）国土交通省九州地方整備局ホームページ：平成 28 年熊本地震災害に関する情報
http://www.qsr.mlit.go.jp/bousai_joho/tecforce/index.html

8）国土交通省ホームページ：道路における震災対策
https://www.mlit.go.jp/road/bosai/measures/index1.html

9）内閣府ホームページ：南海トラフ地震対策
http://www.bousai.go.jp/jishin/nankai/

【参考文献】

	計画名	ホームページ URL
①	九州道路啓開計画	https://www.qsr.mlit.go.jp/n-michi/shihon/dourokeikai.html
②	鹿児島県地域防災計画	https://www.pref.kagoshima.jp/aj01/chiikibousaikeikaku.html
	地震災害対策編	第 5 章 災害の想定（想定地震 11 ケース） https://www.pref.kagoshima.jp/aj01/documents/73474_20240607141027-1.pdf
	一般災害対策編	鹿児島県災害時受援計画　資料編１（拠点施設） https://www.pref.kagoshima.jp/aj01/documents/73474_20240607140920-1.pdf
③	鹿児島県緊急輸送道路ネットワーク計画	http://www.pref.kagoshima.jp/ah06/bosai/sonae/shisaku/kinkyuuyusoudouro.html
④	鹿児島県津波浸水想定の設定について	津波浸水想定結果 https://www.pref.kagoshima.jp/ah07/bosai/sonae/sonae/tsunami.html